

2 章

これだけ知ればできる 年末調整完璧マニュアル

1・年末調整はこんなときに行なう

Summary

- 原則として、年末に在籍して給与の支払いを受けている人がいれば、年末調整をしなければなりません。
- 年末調整の実施時期は法令等で定められていますから、まずその時期がいつであるかを知る必要があります。

確 認 事 項	内 容 ・ ポ イ ン ト
年末調整の目的 1月から源泉徴収してきた税額と年調年税額との精算を行なう。	<p>年末調整とは、給与の支払者がその年最後の給与を支払うときに、給与所得者一人ひとりについて、本年1年間において給与を支払うつど源泉徴収をしてきた税額の合計額と本年1年間の給与の総額について納めなければならない税額（以下「年調年税額」といいます）とを比べて、その過不足額を精算することをいいます。この精算は、通常年末に行ないますので、これを「年末調整」といいます。</p> <p>なお、平成25年1月1日以降に支払うべき給与等から徴収する税額は、所得税額と復興特別所得税額の合計額となっており、年末調整をする際には、所得税と復興特別所得税の年末調整を併せて行ないます。</p> <p>給料や賞与については、支払いのつど所定の源泉徴収税額表により所得税等の源泉徴収が行なわれますが、1年間に徴収した税額の合計額は、1年間の給与総額について徴収されるべき年税額とは、次のような理由から一致しないのが通常です。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 源泉徴収税額表は、年間を通じて毎月の給与の額に変動がないことを前提に作成されていますが、実際には、昇給があったり、残業手当に増減があったりして月々の給与額に変動があること(2) 年の中途中で結婚や出産等で扶養親族等に異動があっても、月々（日々）の源泉徴収は異動後の月分から修正するだけで、既往分にさかのぼって修正されないこと(3) 配偶者特別控除（一部）や生命保険料控除、地震保険料控除などは、年末調整の際に一括して控除することになっていること <p>このような理由による不一致を給与の支払者のもとで精算し、給与所得者が個々</p>

	<p>に確定申告を行なうことを省略しようとする手続きが年末調整です。</p> <p>年末調整は給与所得者の年税額を確定させ、すでに徴収済みの源泉徴収税額を精算する重要な事務ですから、給与の支払者は扶養控除等の各種所得控除の適用に誤りがないかどうかなどを確認し、正しくこの事務を進める必要があります。</p>												
年末調整の実施時期 原則として本年最後に給与または賞与を支払う際に行なう。	<p>年末調整は、一般的には年末に行なうこととされていますが、正確には「本年最後に給与を支払う際」に行ないます。ただ、12月中に賞与を先に支給し、次いで普通の給与を支給する場合には、賞与の支給の際に後日支給する普通給与の見込額を本年中の給与総額に含めて年末調整を行なうこともできます。この場合には、後日支給される普通給与の額がその見込額と異なるときは年末調整のやり直しをしなければなりません。</p> <p>通常の年末調整は上記の時期に行なえばよいのですが、下表に掲げる人については、それぞれ特別な時期に年末調整を行ないますので、注意してください。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>特別な時期に年末調整を行なう人</th> <th>年末調整を行なう時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①本年の中途で死亡により退職した人</td> <td>退職のとき</td> </tr> <tr> <td>②本年の中途で国外に勤務することとなったことなどの理由により出国し、非居住者となった人</td> <td>出国のとき</td> </tr> <tr> <td>③本年の中途で著しい心身の障害のため退職した人のうち、その退職の時期からみて本年中に再就職することが明らかに不可能と認められ、かつ、退職後本年中に給与の支払いを受けることとなっていない人</td> <td>退職のとき</td> </tr> <tr> <td>④いわゆるパートタイマーとして働いていた人などが本年の中途に退職した場合で、その年中に支払いを受ける給与の総額が103万円以下である人（退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払いを受けることになっている人を除きます）</td> <td>退職のとき</td> </tr> <tr> <td>⑤12月中に支給期の到来する給与の支払いを受けた後に退職した人</td> <td>退職のとき</td> </tr> </tbody> </table>	特別な時期に年末調整を行なう人	年末調整を行なう時期	①本年の中途で死亡により退職した人	退職のとき	②本年の中途で国外に勤務することとなったことなどの理由により出国し、非居住者となった人	出国のとき	③本年の中途で著しい心身の障害のため退職した人のうち、その退職の時期からみて本年中に再就職することが明らかに不可能と認められ、かつ、退職後本年中に給与の支払いを受けることとなっていない人	退職のとき	④いわゆるパートタイマーとして働いていた人などが本年の中途に退職した場合で、その年中に支払いを受ける給与の総額が103万円以下である人（退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払いを受けることになっている人を除きます）	退職のとき	⑤12月中に支給期の到来する給与の支払いを受けた後に退職した人	退職のとき
特別な時期に年末調整を行なう人	年末調整を行なう時期												
①本年の中途で死亡により退職した人	退職のとき												
②本年の中途で国外に勤務することとなったことなどの理由により出国し、非居住者となった人	出国のとき												
③本年の中途で著しい心身の障害のため退職した人のうち、その退職の時期からみて本年中に再就職することが明らかに不可能と認められ、かつ、退職後本年中に給与の支払いを受けることとなっていない人	退職のとき												
④いわゆるパートタイマーとして働いていた人などが本年の中途に退職した場合で、その年中に支払いを受ける給与の総額が103万円以下である人（退職後本年中に他の勤務先等から給与の支払いを受けることになっている人を除きます）	退職のとき												
⑤12月中に支給期の到来する給与の支払いを受けた後に退職した人	退職のとき												

2・年末調整をするまでにこれだけの準備をする

Summary

- 年末調整の事務を開始するにあたっては、最初に、年末調整に必要な所得税額の速算表や申告書用紙などを揃えます。
- 給与所得者から提出されることになっている各種の申告書が揃わないうちは、正しい年末調整を行なうことはできません。

確 認 事 項	内 容 ・ ポ イ ン ト
年末調整の必要書類 給与所得者各人に 「扶養控除等（異動）	年末調整は、本年最後に給与を支払うときに行ないます。一般に本年最後の給与の支払いは12月中旬以降が多いですが、年末調整を上手に誤りのないよう行なうには、1か月くらい前から準備を始めるのがよいでしょう。年末調整で給与の支払者

申告書」「基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書」「保険料控除申告書」「住宅借入金等特別控除申告書」を提出させる。

(事務の担当者)が用意するものは、下表のとおりです。

用紙・書類等	留意事項
(1)令和2年分の所得税の税率表 (実務的には所得税額の速算表)	(14ジ参照)
(2)年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表	(116ジ参照)
(3)控除額の合計額の早見表	(102ジ参照)
(4)源泉徴収簿 (一人別徴収簿)	すでに所要事項の記載を行なっているものがあれば、改めて用意する必要はありません。
(5)徴収高計算書 (納付書)	毎月の源泉所得税等を納付するときに使用するものと同じです。手元になければ税務署から交付を受けます。
(6)年末調整過納額還付請求書兼 残存過納額明細書	年末調整による過納額の還付に相当期間を要すると認められるときは、税務署から必要枚数の交付を受けます。
(7)徴収繰延承認申請書	年末調整による不足額の徴収繰延べを受けるという人がいれば、税務署から必要枚数の交付を受けます。

年末調整前に給与所得者から提出を受けておくべき書類としては、下表に掲げるようなものがあります。これらはいずれも「年末調整を行なう日の前日まで」に揃えておきますが、実務上は、記載内容の確認や年税額の計算準備期間が必要になりますから、早めに提出してもらいましょう。書類や用紙を配付する際には、記載の仕方や添付書類の取得手続き等について、説明会を開いたり、文書を回覧するようすれば、提出もスムーズに行なわれます。

用紙・書類等	添付書類等
(1)給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content;"> <small>(注) この申告書を提出した人のみが年末調整の対象となり、提出のない人は年末調整を行なえません。</small> </div>	①勤労学生のうち、各種学校、専修学校、職業訓練法人の生徒等は、勤労学生控除の対象校であることの証明書の写しと在学証明書 ②本年の中途で入社した人で前職がある人は、前の勤務先で支払いを受けた給与とその給与から徴収した税額などを記入した源泉徴収票など ③本年の中途で従たる給与を主たる給与に変更した人は、変更前の主たる給与

	<p>の支払者から支払いを受けた給与とその給与から徴収した税額などを記入した源泉徴収票など</p> <p>④国外居住親族については、親族関係書類、送金関係書類</p>
(2)給与所得者の基礎控除申告書	なし <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 20px;">(2)～(4)の申告書は兼用様式（1枚の用紙）です。</div>
(3)給与所得者の配偶者控除等申告書	国外居住親族については、親族関係書類、送金関係書類
(4)給与所得者の所得金額調整控除申告書	なし
(5)給与所得者の保険料控除申告書	①生命保険料の支払証明書（旧生命保険料で一契約9,000円以下のものを除く） ②地震（損害）保険料、小規模企業共済等掛金の支払証明書 ③国民年金保険料、国民年金基金の掛金の支払証明書
(6)給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書	住宅借入金等特別控除証明書、借入金の年末残高等証明書

3・年末調整の対象になる人とならない人を区分する

Summary

●同じように給与の支払いを受けている人であっても、年末調整の対象になる人とならない人がいます。

確認事項	内容・ポイント
年末調整の対象者 「扶養控除等（異動）申告書」を提出している人で、給与の総額が2,000万円以下の人人が対象となる。	一般に、年末調整の対象となる人とは、本年最後に給与を支払うときまでに「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」（以下「扶養控除等申告書」といいます）の提出を受けていて、かつ、本年中に支払うことが確定した給与の総額（非課税となる給与は除きます）が2,000万円以下である人をいいます。年末調整の対象とならない人については、本年最後に支払う給与も毎月（日）の源泉徴収の方法と同じやり方で所得税を徴収することになります。 年末調整の対象者は、次図に従って判断します。したがって、次に掲げるような人も年末調整の対象となります。

- (1) 本年中途で就職した人で、扶養控除等申告書を提出している人
 (2) 本年中途で主たる給与の支払者が入れ替わって、現在の給与の支払者が主たる給与の支払者になった人
 (3) 非居住者であったが、本年中途から居住者になった人



年末調整を行なわない

なお、上記の人以外でも特別な時期に年末調整をする人がいますので、注意してください（18ページ参照）。これに対して、下表に掲げた人は年末調整の対象になりません。これらの人に対する取扱いは、それぞれ各欄に掲げたとおりです。

年末調整の対象から除かれる人	説明
①本年中の主たる給与の総額が2,000万円を超える人	年末調整を行なう日の前日までに扶養控除等申告書を提出していても、その給与総額が2,000万円を超える人については、年末調整を行ないません。 この場合は、その人が自分で確定申告書を提出して所得税額等を精算することになります。
②年末調整を行なう日の前日までに扶養控除等申告書を提出していない人	1か所の支払者だけから給与の支払いを受けているにもかかわらず、年末調整を行なう日の前日までに扶養控除等申告書を提出していない人は、年末調整の対象となりません。このような人は、提出を忘れているのでしょうか、年末調整を行なうときまでに提出するよう請求することが望まれます。 なお、扶養控除等申告書は、扶養親族等のいない独身者なども提出しなければならないものです。
③「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している人	2か所以上の支払者から給与の支払いを受けているため、「従たる給与についての扶養控除等申告書」を提出している人は、年末調整の対象なりません。

④丙欄適用者（本年途中で丙欄適用から甲欄適用になった人を除きます）	給与所得の源泉徴収税額表（日額表）の丙欄を適用している人は、年末調整の対象となりません。ただし、同一の支払者のもとで引き続き雇用され、扶養控除等申告書を提出して甲欄を適用することになった人については、丙欄を適用していた期間に支払った賃金を含めて年末調整を行ないます。
⑤被災給与所得者で、税額の徴収猶予や還付を受けた人	本年中に災害を受け、源泉所得税の徴収猶予や還付を受けた人は、年末調整の対象となりません。この場合は、給与の支払いを受けた人が自分で確定申告書を提出し、徴収猶予や還付を受けた税額を精算します。
⑥中途退職者	本年の中途で退職した人は、年末調整の対象となりません。ただし、死亡退職した人や、本年の中途で著しい心身の障害により退職した人のうち、本年中に再就職することが明らかに不可能と認められる人は、その退職のときに年末調整を行ないます。年末調整の対象とならない中途退職者は、自分で確定申告書を提出して所得税額等を精算（通常は還付を受けることが多い）することができます。
⑦非居住者	非居住者については、年末調整の対象となりません。たとえば、外国の支店や出張所などに1年以上勤務することになった人に、国内で勤務した期間に対応する給与で出国後に支給期が到来するものなどを支払った場合には、その給与については、原則として支払いの際に20.42%の税率で所得税等を源泉徴収することによって日本における所得税等の納税を完結し、精算はその出国後の居住地国の税法の定めに従って行なうことになります。

4 ●年末調整の対象になる給与の確認と集計を行なう

Summary

- 年末調整の対象になる人を区分したら、次は年末調整の対象になる給与とならない給与の区分をしなければなりません。
- 現在の給与の支払者が支払う給与のすべてが年末調整の対象になるわけではなく、また、他の支払者が支払った給与を含めなければならないこともあります。

確認事項	内容・ポイント
源泉徴収簿（賃金台帳）による集計	<p>年調年税額（17節参照）を求めるためには、本年中に支払う給与の総額を把握しなければなりません。これは、源泉徴収簿（賃金台帳）に記載されている毎月の「総支給金額」欄の金額によります。</p> <p>また、源泉徴収簿には、「社会保険料等の控除額」「算出税額」も記載されていますから、その記載に誤りがないかどうかを確認するとともに、各欄の年間合計額を「給料・手当等」と「賞与等」の別に集計します。</p>
年末調整の対象になる給与 <p>本年中に支払いが確定した給与で、非課税（通勤手当など）のものは除く。</p>	<p>年末調整の対象になる給与とは、本年中に支払うことが確定した次のような給与をいいます。</p> <p>(1) 年末調整を行なう主たる給与の支払者が本年中に支払うすべての給与 (2) 年の中途まで主たる給与の支払者であった他の給与の支払者が、主たる給与の支払者でなくなった日までに支払った給与</p> <p>年末調整は、本年中に給与として支払うべきことが確定している給与を対象に行ないますので、実際に本年中に支払いが行なわれたかどうかに関係なく、未払いとなっている給与であっても、本年中に支払いの確定したものは本年の年末調整の対象になります。</p> <p>逆に、実際に本年中に支払った給与であっても、前年の未払給与を本年に繰り越して支払ったものは、本年の年末調整の対象となりません。</p> <p>また、本年中に支払いが確定した給与であっても、たとえば通勤手当や通勤定期券の支給、宿日直料、創業記念日の記念品、永年勤続者の表彰品などについては、非課税のものがありますから、非課税扱いの給与は集計する必要がありません。</p>
徴収税額の集計	<p>年末調整は、本年中に徴収した税額と給与総額について納めなければならない年調年税額とを比較し、過不足額を精算するというものですから、まず、本年中の徴収税額と給与総額をそれぞれ集計する必要があります。ただし、本年最後に支払う給与や賞与については源泉徴収税額の計算を省略して、税額を「0」として集計することもできます。</p> <p>なお、平成25年1月1日以降に支払うべき給与等から徴収する税額は、所得税額と復興特別所得税額の合計額となっています。</p> <p>(注) 年末調整による不足額を翌年に繰り延べて徴収する方法を選択する人については、税額計算を省略しないで通常どおりの税額を算出して集計します。</p>
社会保険料等の集計 <p>本年中に給与（賞与）から控除した社会保険料等の集計を行なう。</p>	<p>毎月（日）の給与から控除した社会保険料等については、特に給与所得者から申告を受ける必要はなく、その全額が社会保険料控除または小規模企業共済等掛金控除の対象となります。</p> <p>(注) 毎月の給与からは社会保険料と、小規模企業共済等に加入している人はその掛金が控除されますので、源泉徴収簿ではこれらの金額を合計して記入するよう「社会保険料等」としています。</p> <p>なお、社会保険料には、給与の支払者が給与から控除するものと所得者自らが直接納付するものとがありますが、次の表のうち①、②、⑤、⑥、⑨～⑭、⑯は原則として給与から控除する社会保険料です。</p>

控除対象となる社会保険料	控除対象とならないもの
<p>① 健康保険の被保険者として負担する保険料 ② 健康保険法附則または船員保険法附則の規定により被保険者が承認法人等に支払う負担金 ③ 国民健康保険の保険料や国民健康保険税 ④ 後期高齢者医療の被保険者として負担する保険料 ⑤ 介護保険法の規定による介護保険の保険料 ⑥ 雇用保険の被保険者として負担する労働保険料 ⑦ 国民年金の被保険者として負担する保険料と国民年金基金の加入員として負担する掛金 ⑧ 農業者年金の被保険者として負担する保険料 ⑨ 厚生年金保険の被保険者として負担する保険料と厚生年金基金の加入員として負担する掛金 ⑩ 船員保険の被保険者として負担する保険料 ⑪ 国家公務員共済組合の掛金 ⑫ 地方公務員等共済組合の掛金・特別掛金 ⑬ 私立学校教職員共済組合の加入員として負担する掛金 ⑭ 恩給法の規定による納金 ⑮ 労働者災害補償保険の特別加入者として負担する保険料 ⑯ 地方公共団体職員の相互扶助（いわゆる互助会）に関する制度で、税務署長の承認を受けているものに基づき、その職員が負担する掛金 ⑰ 公庫等の復帰希望職員の掛金</p>	<p>① 会社等において任意に組織した共済制度に基づく会費等 ② 国民健康保険に基づく療養の給付を受けた人が負担する費用（告知書に基づき納付するものを含みます） ③ 給与の支払者が法定割合を超えて負担した保険料（ただし、給与として課税されたものは除きます） ④ 条例の規定により地方公共団体が実施する制度に基づく掛金であっても税務署長の承認を受けていないもの ⑤ 所得税法9条1項7号に掲げる外国で勤務する人の受けける給与のうち、その勤務により国内で勤務した場合に受けるべき通常の給与に加算して受けれる在外手当その他これに類する特別手当（非課税所得）を基として算定される社会保険料</p>
<p>社会保険料控除の対象となる社会保険料は、本年1月1日から12月31日までに実際に支払われたものです。したがって、昨年の社会保険料の一部を本年の給与から差し引いた場合には、その社会保険料は本年の年末調整の控除の対象となりますが、本年分の社会保険料でも、給与が未払いのためまだ給与から天引きされていない金額については控除の対象なりません。</p>	
<p>「年末調整」欄への移記</p> <p>源泉徴収簿（賃金台帳）で総支給金額、社会保険料等の控除額、徴収税額の確認、集計が済んだら、これを源泉徴収簿の「年末調整」欄に移記します。</p> <p>「年末調整」欄への移記は、まず、総支給金額の「給料・手当等」の計①と「賞与等」の計④とを、「年末調整」欄の該当する同じ番号の欄にそのまま記入します。次に、徴収税額も同様に、③と⑥の金額を「年末調整」欄の該当する同じ番号の欄にそのまま記入します。</p> <p>社会保険料等の控除額の②と⑤の金額については、これを合計したものを「年末調整」欄の⑫欄に移記することになります。また、⑫欄に移記した金額のうちに、小規模企業共済等掛金の金額がある場合には、⑫欄の右側の該当欄に記入します。</p>	

5・扶養控除等申告書から控除額を求める

Summary

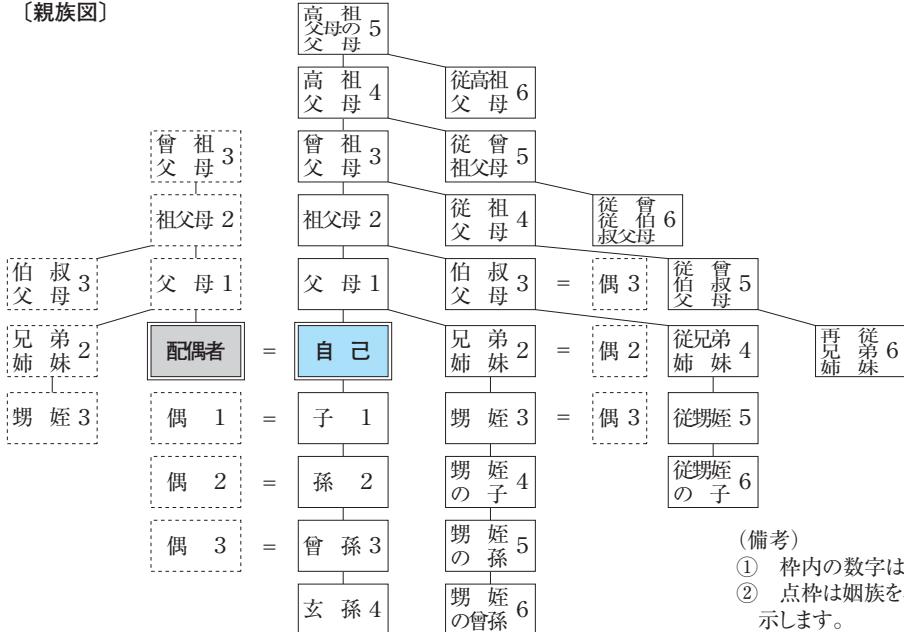
- 扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除の適用を受けられるかどうかを、扶養控除等申告書によって確認します。
- 本年最初の給与支払時に提出を受けた内容に異動が生じているときには、その異動の申告を受けてから年末調整の事務を始めます。

確認事項	内容・ポイント
扶養控除等申告書の受理 年末調整の前提となる年末までの異動を再確認する。	<p>年末調整は、本年最後に給与を支払うときまでに扶養控除等申告書が提出されている人について行なうことはこれまでみてきたとおりです。したがって、年末調整の事務を始める前に、給与所得者各人から扶養控除等申告書が提出されているかどうかを確認する必要があります。</p> <p>この申告書により、給与所得者各人について、一般の控除対象扶養親族・特定扶養親族・老人扶養親族・同居老親等の数、本人が寡婦・ひとり親・勤労学生に該当するかどうか、本人や本人の同一生計配偶者・扶養親族が障害者・特別障害者に該当するかどうかがわかります。</p> <p>扶養控除等申告書は、原則として本年最初の給与を支払うときまでに各人から提出を受け、また本年の中途で異動が生じた場合にはそのつど異動事項の申告を受けることになっています。その申告が正しく行なわれていれば、年末調整にあたって改めて確認を行なう必要はなく、その申告（書）に基づいて年末調整を実施すればよいことになります。しかし、実際には当初の申告内容が誤っていたり、本年の中途で就職、結婚、出産などの事実が生じているにもかかわらず異動申告を忘れていたりするケースも考えられますから、年末調整にあたっては、改めて各人の申告内容をチェックし、控除対象扶養親族の数、障害者の数などを確認することが必要です。</p>
寡婦（寡夫）控除・ひとり親控除改正への対応 改正前の寡婦、特別の寡婦、寡夫と、改正後の寡婦、ひとり親を確認する。	<p>令和2年当初に扶養控除等申告書を提出する際には、改正前の「寡婦・特別の寡婦・寡夫」欄が設定されていますが、年末調整においては、改正後の「寡婦・ひとり親」を適用することになります。そのため、扶養控除等申告書については、次のように取り扱われます。</p> <p>①改正前の一般の寡婦、特別の寡婦、寡夫に該当する旨の記載がある扶養控除等申告書を提出している者であって、改正後の寡婦、ひとり親に該当しないこととなる者は、その旨を記載した申告書を提出しなければならない。</p> <p>②改正前の一般の寡婦、特別の寡婦、寡夫に該当する旨の記載がない扶養控除等申告書を提出している者または一般の寡婦に該当する旨の記載がある扶養控除等申告書を提出している者であって、ひとり親に該当することとなる者は、ひとり親に該当する旨を記載した申告書を提出しなければならない。</p> <p>③改正前の一般の寡婦に該当する旨の記載がある扶養控除等申告書を提出している者であって、上記①②の申告書を提出していない者は、改正後の寡婦に該当する旨の記載があるものとする。</p> <p>また、改正前の特別の寡婦、寡夫に該当する旨の記載がある扶養控除等申告書を</p>

	<p>提出している者であって、前記①の申告書を提出していない者は、ひとり親に該当する旨の記載があるものとする。</p>
各種所得控除の要件の確認 原則として本年12月31日の現況により判断する。	<p>給与所得者各人から提出された扶養控除等申告書に記載された控除対象扶養親族、寡婦、ひとり親、勤労学生について、適正な控除対象者などとなるかどうかをそれぞれ確認します。</p> <p>なお、(控除対象)扶養親族等に該当するかどうかは、基本的には、本年12月31日（死亡した人については死亡のとき）の現況により判断しますが、年末調整の際には事務処理の便宜上、年末調整をするときの現況によって判定をしておき、年末調整が済んだ後で本年12月31日までの間に異動があった人については、源泉徴収票を作成する日までに異動申告書を提出させ、その異動後の内容に基づいて年末調整のやり直しを行なって差支えないことになっています。</p>
(控除対象)扶養親族の要件 生計を一にする親族で、合計所得金額が48万円以下。	<p>扶養控除の対象となる控除対象扶養親族とは、その給与所得者本人と生計を一にする次に掲げる人のうち、所得金額（合計所得金額）が48万円以下（扶養親族）で年齢が16歳以上の人（平成17年1月1日以前に生まれた人）をいいます（青色事業専従者として給与の支払いを受ける人や白色事業専従者は除きます）。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 配偶者以外の親族（6親等内の血族と3親等内の姻族） (2) 児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子で、18歳未満の人 (3) 老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、65歳以上の人 <p>ここで、「生計を一にする」というのは、必ずしも同一の家屋に起居していることをいうものではありません。たとえば、勤務や療養の都合で親族と別居している場合であっても、常に生活費や療養費等を送金しており、勤務等の余暇には起居を共にすることを常例としていれば、生計を一にすることになります。</p> <p>なお、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、これらの親族は生計を一にするものとして取り扱われます。</p> <p>控除対象扶養親族が国外居住親族に該当する場合には、送金関係書類を確認する必要があります。</p> <p>扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人（平成10年1月2日以後平成14年1月1日以前に生まれた人）を「特定扶養親族」といい、その控除額は一般の扶養控除額に25万円上積みされます（59ページ参照）。</p> <p>扶養親族のうち、年齢70歳以上の人（昭和26年1月1日以前に生まれた人）を「老人扶養親族」といい、その控除額は一般の扶養控除額に10万円上積みされ、さらにその老人扶養親族がその給与所得者またはその配偶者の父母や祖父母などの直系尊属であって、その給与所得者またはその配偶者と同居を常況としているのであれば、「同居老親等」として、老人扶養控除額にさらに10万円上積みされます（59ページ参照）。</p> <p>上記の「親族」とは、6親等内の血族と3親等内の姻族です（28ページ親族図参照）。</p> <p>(控除対象)扶養親族の判定は、その(控除対象)扶養親族が死亡した場合を除き、本年12月31日の現況で判定しますが、年の中途で出産や結婚、就職などにより扶養親族の異動があった場合の控除関係は次のようになります。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 婚姻により生計を別にすることとなった人の扶養控除は認められません（婚姻

	<p>先世帯の所得者の下で所得要件を満たせば配偶者控除、扶養控除などを受けることがあります)。</p> <p>(2) 年の中途で控除対象扶養親族が就職したこと等により、その人の所得が48万円を超えることになると控除が認められませんから、控除対象扶養親族として申告している場合は除外する必要があります。</p> <p>同居老親等に該当する人は、その給与所得者またはその配偶者のいずれかとの同居を常況としている人です。たとえば、次のように取り扱われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) その給与所得者と同居を常況としていた老親等が、病気などの治療のために入院し、退院後は再び同居することになっている場合は同居老親等に該当します。 (2) その給与所得者が転勤などのために住所を変更し、老親等だけを元の住所地に残したままのときは、たとえ生活費の送金が行なわれていても同居老親等には該当しません。ただし、その給与所得者だけが単身赴任し、配偶者と老親等とが同居している場合は同居老親等に該当します。 (3) 老人ホームに入っている老親等は、その費用の全額をその給与所得者が負担していたとしても、同居老親等には該当しません。 (4) その給与所得者の居住する住宅の同一敷地内にある別棟の建物に居住している老親等は、給与所得者等と一緒に食事をするなど日常生活を共にしている場合は同居老親等に該当します。
障害者の要件	<p>障害者控除の対象となる障害者とは、その給与所得者本人またはその同一生計配偶者、扶養親族のうち、次のいずれかに該当する人をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人、あるいは児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターや精神保健指定医から知的障害者と判定された人 (2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 (3) 身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害がある人として記載されている人 (4) 戦傷病者特別援護法の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている人 (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律11条1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人 (6) 常に就床を要し、複雑な介護を要する人 (7) 精神または身体に障害のある年齢65歳以上の人（昭和31年1月1日以前に生まれた人）のうち、その障害の程度が上記の(1)または(3)に掲げる人と同程度であることについて市町村長や福祉事務所長の認定を受けている人 <p>障害者に該当する人のうち、次のいずれかに該当する人を「特別障害者」といい、その控除額は一般の障害者控除額よりも13万円上積みされます（59頁参照）。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある人、あるいは児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターや精神保健指定医から重度の知的障害者と判定された人 (2) 精神障害者保健福祉手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令に規定する障害等級が1級である人として記載されている人

〔親族図〕



参考

扶養控除の受けられる扶養対象扶養親族に該当するかどうかは、所得金額が一定の金額以下であることが要件の一つとなっています。この場合の所得金額が一定の金額以下であるかどうかは、正確には「合計所得金額」によって判定することになっていますので、その正しい計算の仕方を知っておく必要があります。合計所得金額は、次により計算した金額をいいます。

所得の種類	所得の金額の計算	合計所得金額
・利子所得（原則分離）	収入金額	
・配当所得（一部分離）	収入金額－負債の利子	
・不動産所得（総合）	総収入金額－必要経費	
・事業所得（総合）	総収入金額－必要経費	
・給与所得（総合）	収入金額－給与所得控除額－所得金額調整控除額	
・一時所得（総合）	総収入金額－支出金額－特別控除額	
・雑所得（一部分離）	『公的年金等』公的年金等の収入金額－公的年金等控除額 『その他』総収入金額－必要経費	
・土地・建物等以外の譲渡所得（総合）	総収入金額－(取得費+譲渡費用)－特別控除額	損益通算
・土地・建物等の譲渡所得（分離）	総収入金額－(取得費+譲渡費用)	短期 長期
・株式等の譲渡所得等（申告分離）	総収入金額－(取得費+譲渡費用)	
・商品先物取引の雑所得等（申告分離）	総収入金額－(取得費+譲渡費用)	
・退職所得（分離）	(収入金額－退職所得控除額)×½	
・山林所得（分離）	総収入金額－必要経費－特別控除額	

- (3) 身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が1級または2級の人
- (4) 戦傷病者手帳に記載された精神上または身体上の障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第3項症までである人
- (5) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律11条1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている人
- (6) 常に就床を要し、複雑な介護を要する人
- (7) 精神または身体に障害のある年齢65歳以上の人（昭和31年1月1日以前に生まれた人）のうち、その障害の程度が前記の(1)または(3)に掲げる人と同程度であることについて市町村長や福祉事務所長の認定を受けている人
また、同一生計配偶者や扶養親族が特別障害者で、給与所得者本人または配偶者その他の同一生計家族と同居を常況としているのであれば、「**同居特別障害者**」として特別障害者にさらに35万円上積みされます（59^節参照）。
- 障害者控除の適用は、その給与所得者本人が障害者あるいは特別障害者に該当するときばかりでなく、その人の同一生計配偶者や扶養親族が障害者あるいは特別障害者に該当するときも受けられます。したがって、その人の扶養親族が障害者や特

合計所得金額とは、純損失または雑損失の繰越控除および特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除を適用しないで計算した合計所得金額をいいます。

下に挙げたような所得税が非課税とされる所得や租税特別措置法の規定によって分離課税等とされる利子所得や配当所得などは、その計算に含める必要はありません。

所得税を課税されない所得（非課税所得）	①障害者等の利子非課税制度（郵便貯金、少額貯蓄、少額公債）の適用を受けるもの ②非課税口座（NISA）内の少額上場株式等に係る配当所得および譲渡所得 ③遺族の受ける恩給や年金（死亡した人の生前の勤務に基づいて支給されるものに限ります） ④生活用動産の譲渡による所得（ただし、宝石や貴金属、書画、骨とう、美術工芸品などで1個または1組の価額が30万円を超えるものを除きます） ⑤雇用保険法の規定により支給される失業給付 ⑥労働基準法の規定により支給される休業補償など
租税特別措置法の規定により分離課税等とされる所得	①源泉分離課税とされる利子等 ②源泉分離課税とされる私募公社債等運用投資信託および特定目的信託（社債的受益権に限ります）の収益の分配金 ③確定申告をしないことを選択した上場株式の配当等 ④源泉分離課税とされる定期積金の給付補てん金等、懸賞金付預貯金等の懸賞金等および割引債の償還差益 ⑤源泉徴収選択口座を通じて行なった上場株式等の譲渡による所得等で確定申告をしないことを選択したもの

なお、租税特別措置法の規定により分離課税とされる所得であっても、土地・建物等の長期譲渡所得の金額および短期譲渡所得の金額（いずれも特別控除額を控除する前の金額。以下同じ）は、控除対象配偶者や（控除対象）扶養親族などに該当するかどうかの判定にあたって、判定の要素となる合計所得金額に含めます。

ただし、特定口座を通じて行なう上場株式等の譲渡による所得について申告不要制度を選択した場合には、選択口座内の所得の金額は含める必要はありません。

	別障害者に該当する場合には、その人については扶養控除はもちろん、障害者控除の適用も受けることができます（控除対象扶養親族に該当しない扶養親族の場合は、障害者控除のみ）。
寡婦の要件 本人が寡婦に該当するかどうかを判定する。	<p>寡婦控除の対象となる寡婦とは、その給与所得者が次のいずれかに該当する人で、ひとり親に該当しない人のことをいいます。</p> <p>(1) 夫と離婚した後、婚姻をしていない人で、次のいずれにも該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> ①扶養親族があること ②合計所得金額が500万円以下であること ③その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと <p>(2) 夫と死別した後、婚姻をしていない人または夫の生死の明らかでない人で、次のいずれにも該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> ①合計所得金額が500万円以下であること ②その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと <p>上記の「夫の生死の明らかでない人」とは、次のいずれかの要件に該当する人の妻をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 太平洋戦争の終結時、旧陸海軍に属していた人で、まだ国内に帰らない人 ② ①以外の人で、太平洋戦争終結時に国外にあってまだ国内に帰らず、しかもその帰らないことについて①に掲げる人と同様の事情があると認められる人 ③ 船舶が沈没、転覆、滅失もしくは行方不明となった際にその船舶に乗っていた人、もしくは船舶に乗っていてその航行中に行方不明となった人、または航空機が墜落、滅失もしくは行方不明となった際にその航空機に乗っていた人、もしくは航空機に乗っていてその航行中に行方不明となった人で、3ヶ月以上その生死が明らかでない人 ④ ③に掲げる以外の人で、死亡の原因となるべき危難に遭遇した人のうち、その危難の去った後1年以上その生死が明らかでない人 ⑤ ①～④までの人のほか、3年以上その生死が明らかでない人 <p>上記の「その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人」とは、次の人にいいます。</p> <p>(1) 給与所得者が住民票に世帯主と記載されている場合は、世帯主との続柄が世帯主の未届の夫または未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた人</p> <p>(2) 給与所得者が住民票に世帯主と記載されている人でない場合は、世帯主との続柄が世帯主の未届の夫または未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその人</p>
ひとり親の要件 本人がひとり親に該当するかどうかを判定する。	<p>ひとり親控除の対象となるひとり親とは、給与所得者本人が現に婚姻をしていない人または配偶者の生死の明らかでない人で、次のいずれにも該当する人のことをいいます。</p> <p>(1) 所得金額の合計額が48万円以下である生計を一にする子（他の人の同一生計配偶者や扶養親族とされている子を除きます）があること</p> <p>(2) 合計所得金額が500万円以下であること</p> <p>(3) その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいないこと</p>

	「配偶者の生死の明らかでない人」、「その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人」については、寡婦の要件欄を参照してください。
勤労学生の要件 本人が勤労学生に該当するかどうか判定する。	<p>勤労学生控除の対象となる勤労学生とは、その給与所得者本人が次の(1)~(3)のいずれにも該当する人のことをいいます。</p> <p>(1) 次に掲げる学生、生徒、児童または訓練生に該当する人であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学校教育法に規定する大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園、義務教育学校、特別支援学校の学生、生徒、児童 ② 国、地方公共団体、学校法人、準学校法人、国立病院機構、一般財団法人、一般社団法人、宗教法人、労働者健康安全機構、社会福祉法人、商工会議所、健康保険組合・同連合会、国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合連合会、日本赤十字社、医療事業を行なう農業協同組合連合会、医療法人などが設置した専修学校または各種学校の生徒で一定の要件に該当する課程を履修する人 ③ 職業訓練法人の行なう認定職業訓練を受ける訓練生で一定の要件に該当する課程を履修する人 <p>(2) 本年分の合計所得金額が75万円以下である人</p> <p>(注) 給与所得だけの場合には、その年の給与の収入金額が130万円以下であれば合計所得金額は75万円以下になります。</p> <p>(3) 合計所得金額のうち、給与所得等以外の金額が10万円以下である人</p> <p>(注) 「給与所得等」とは、自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得または雑所得をいいます。</p> <p>勤労学生控除を受けるためには、扶養控除等申告書に勤労学生に関する事項を記載することになりますが、上記(1)の②、③に該当する人については次に掲げる証明書等を扶養控除等申告書に添付しなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① その人の在学する学校等が「一定の要件に該当する課程」を設置している専修学校、各種学校または職業訓練法人であることを証明した文部科学大臣または厚生労働大臣の証明書の写し ② その人が①の課程を履修する生徒または訓練生であることを証明した校長または職業訓練法人の代表者の証明書
「扶養控除等の申告」欄との対照	<p>扶養控除等申告書の記載内容を確認した結果、控除の対象となる（控除対象）扶養親族の有無などが正確に申告されていることがわかったら、源泉徴収簿の右側にある「扶養控除等の申告」欄と対照します。</p> <p>同欄には、すでに提出を受けている扶養控除等申告書（異動申告書を含みます）に基づいて（控除対象）扶養親族の有無などが記載されているはずですから、補正の必要があるものについては該当箇所を補正します。</p> <p>そして、この記載に基づいて、「控除額の合計額の早見表」(102表)により扶養控除額等の合計額を求めます。</p>
「年末調整」欄への移記	「控除額の合計額の早見表」によって求めた金額を「年末調整」欄の「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑮」欄に移記します。

6・基礎控除申告書から控除額を確認する

Summary

- 基礎控除額は、給与所得者本人の合計所得金額に応じて異なります。基礎控除の適用を受ける人には申告書の提出を求めます。

確認事項	内容・ポイント									
基礎控除申告書の受理、確認 合計所得金額2,500万円以下の人気が提出対象者。	給与所得者本人の合計所得金額が、2,500万円以下である場合に、基礎控除の適用があります。									
基礎控除額 本人の合計所得金額に応じて控除額が決まる。	基礎控除額は、本人の合計所得金額に応じて、次の金額です。 <table border="1"><thead><tr><th>合計所得金額</th><th>基礎控除額</th></tr></thead><tbody><tr><td>2,400万円以下</td><td>48万円</td></tr><tr><td>2,400万円超 2,450万円以下</td><td>32万円</td></tr><tr><td>2,450万円超 2,500万円以下</td><td>16万円</td></tr></tbody></table>		合計所得金額	基礎控除額	2,400万円以下	48万円	2,400万円超 2,450万円以下	32万円	2,450万円超 2,500万円以下	16万円
合計所得金額	基礎控除額									
2,400万円以下	48万円									
2,400万円超 2,450万円以下	32万円									
2,450万円超 2,500万円以下	16万円									
合計所得金額の確認 1か所からの給与所得以外の所得がある人は要注意。	年末調整の対象者は、給与収入2,000万円以下の人はです。したがって、1か所からの給与所得のみの年末調整の対象者は、全員が基礎控除額48万円となります。 しかしながら、給与収入は2,000万円以下であっても、不動産所得等他の所得があり、合計所得金額が2,400万円を超える場合には、年末調整においても基礎控除額が48万円とはなりませんし、合計所得金額が2,500万円を超える場合には、年末調整においても基礎控除額の適用はありません。 合計所得金額の計算方法は28ページを参照してください。									
「年末調整」欄への移記	基礎控除額は、「年末調整」欄の「基礎控除額⑯」欄に移記します。									

7・配偶者控除等申告書から控除額を確認する

Summary

- 配偶者については、一定の場合には、配偶者控除や配偶者特別控除が受けられますので、該当する人には申告書の提出を求めます。

確認事項	内容・ポイント
配偶者控除等申告書の受理、確認 配偶者控除、配偶者	所得金額（合計所得金額）が1,000万円以下の給与所得者が、控除対象配偶者を有する場合には、本人の合計所得金額に応じた金額を給与所得控除後の給与等の金額から控除することができます。これが「配偶者控除」と呼ばれるものです。

特別控除は申告書の記載に基づいて行なう。

また、生計を一にする合計所得金額が133万円以下の配偶者で控除対象配偶者に該当しないものを有する場合には、本人の合計所得金額と配偶者の合計所得金額に応じた金額を給与所得控除後の給与等の金額から控除することができます。これが「配偶者特別控除」と呼ばれるものです。

これらの控除は、給与所得者各人から年末調整の際に提出された「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて行ないますので、給与の支払者は、この控除の適用を受けようとする人にあらかじめこの申告書の用紙を配付しておき、本年最後に給与等を支払う日の前日（実務的には年末調整の事務を始める日）までに記載後の申告書の提出を受けます。

なお、「配偶者」とは、「夫」に対しては「妻」、「妻」に対しては「夫」をいいますが、婚姻届を提出していない人は配偶者となりませんから、たとえ会社から家族手当等の支給を受けていても、配偶者控除、配偶者特別控除の適用はありません。

配偶者が国外居住親族に該当する場合には、親族関係書類（扶養控除等申告書の提出時にすでに提出している場合には不要）、送金関係書類を添付させて、確認する必要があります。

配偶者控除の対象となる控除対象配偶者

同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下の給与所得者の配偶者。

控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下の給与所得者の配偶者をいいます。

同一生計配偶者とは、給与所得者の配偶者でその年の12月31日の現況において生計を一にするもののうち、合計所得金額が48万円以下である人をいいます。ただし、青色事業専従者として青色所得者から給与の支払いを受ける人、白色事業専従者、他の人の扶養親族とされている人は除かれます。

配偶者特別控除の対象となる配偶者

合計所得金額133万円以下、控除対象配偶者に該当する人は配偶者特別控除の対象にならない。

配偶者特別控除の対象となる配偶者は、合計所得金額が1,000万円以下の給与所得者の配偶者で、その年の12月31日の現況において生計を一にするもののうち、合計所得金額が133万円以下で控除対象配偶者に該当しない人ですが、次の人は除かれます。

- (1) 他の所得者の扶養親族となる人
- (2) その人がその人の配偶者を対象として配偶者特別控除の適用を受ける人
- (3) 青色事業専従者として青色所得者から給与の支払いを受ける人、白色事業専従者

配偶者控除額

給与所得者の合計所得金額と老人控除対象配偶者に該当するかどうかに応じて金額を計算。

配偶者控除額は、給与所得者の合計所得金額と老人控除対象配偶者に該当するかどうかに応じた次の金額です。

なお、老人控除対象配偶者とは、配偶者のうち年齢70歳以上の人（昭和26年1月1日以前に生まれた人）をいいます。

給与所得者の合計所得金額	控除額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円

<p>配偶者特別控除額</p> <p>給与所得者の合計所得金額と配偶者の合計所得金額に応じて金額を計算。</p>	<p>配偶者特別控除額は、給与所得者の合計所得金額と配偶者の合計所得金額に応じた次の金額です。</p> <table border="1" data-bbox="466 286 1367 819"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th><th colspan="2">給与所得者の合計所得金額</th><th>900万円以下</th><th>900万円超 950万円以下</th><th>950万円超 1,000万円以下</th></tr> <tr> <th>48万円超</th><th>95万円以下</th><th>38万円</th><th>26万円</th><th>13万円</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>95万円超</td><td>100万円以下</td><td>36万円</td><td>24万円</td><td>12万円</td><td></td></tr> <tr> <td>100万円超</td><td>105万円以下</td><td>31万円</td><td>21万円</td><td>11万円</td><td></td></tr> <tr> <td>105万円超</td><td>110万円以下</td><td>26万円</td><td>18万円</td><td>9万円</td><td></td></tr> <tr> <td>110万円超</td><td>115万円以下</td><td>21万円</td><td>14万円</td><td>7万円</td><td></td></tr> <tr> <td>115万円超</td><td>120万円以下</td><td>16万円</td><td>11万円</td><td>6万円</td><td></td></tr> <tr> <td>120万円超</td><td>125万円以下</td><td>11万円</td><td>8万円</td><td>4万円</td><td></td></tr> <tr> <td>125万円超</td><td>130万円以下</td><td>6万円</td><td>4万円</td><td>2万円</td><td></td></tr> <tr> <td>130万円超</td><td>133万円以下</td><td>3万円</td><td>2万円</td><td>1万円</td><td></td></tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	給与所得者の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	48万円超	95万円以下	38万円	26万円	13万円	95万円超	100万円以下	36万円	24万円	12万円		100万円超	105万円以下	31万円	21万円	11万円		105万円超	110万円以下	26万円	18万円	9万円		110万円超	115万円以下	21万円	14万円	7万円		115万円超	120万円以下	16万円	11万円	6万円		120万円超	125万円以下	11万円	8万円	4万円		125万円超	130万円以下	6万円	4万円	2万円		130万円超	133万円以下	3万円	2万円	1万円	
配偶者の合計所得金額	給与所得者の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																																							
	48万円超	95万円以下	38万円	26万円	13万円																																																							
95万円超	100万円以下	36万円	24万円	12万円																																																								
100万円超	105万円以下	31万円	21万円	11万円																																																								
105万円超	110万円以下	26万円	18万円	9万円																																																								
110万円超	115万円以下	21万円	14万円	7万円																																																								
115万円超	120万円以下	16万円	11万円	6万円																																																								
120万円超	125万円以下	11万円	8万円	4万円																																																								
125万円超	130万円以下	6万円	4万円	2万円																																																								
130万円超	133万円以下	3万円	2万円	1万円																																																								
<p>給与所得者本人の合計所得金額の確認</p> <p>本人の合計所得金額が1,000万円超の場合には、適用なし。</p>	<p>給与所得者本人の合計所得金額の見積額が、1,000万円を超える場合には、配偶者控除、配偶者特別控除の適用はありません。</p> <p>また、本人の合計所得金額の見積額によって控除額が異なりますので、給与所得者の基礎控除申告書の「合計所得金額の見積額の計算」を確認し、その判定内容(A～C)が正しく「区分I」欄に記載されているかチェックします。</p>																																																											
<p>配偶者の合計所得金額の確認</p> <p>配偶者の合計所得金額の見積額が133万円超の場合には、適用なし。</p>	<p>配偶者の合計所得金額の見積額が、133万円を超える場合には、配偶者控除、配偶者特別控除の適用はありません。</p> <p>また、配偶者の合計所得金額の見積額によって控除額が異なりますので、給与所得者の配偶者控除等申告書の「合計所得金額の見積額の計算」を確認し、その判定内容(①～④)が正しく「区分II」欄に記載されているかチェックします。</p> <p>なお、配偶者の合計所得金額が48万円以下である場合には、老人控除対象配偶者(年齢70歳以上、昭和26年1月1日以前生まれ)であるかどうかの区分も必要になります。</p>																																																											
<p>控除額の計算</p> <p>給与所得者本人の合計所得金額と配偶者の合計所得金額に応じて、配偶者控除額または配偶者特別控除額を計算。</p>	<p>給与所得者の基礎控除申告書と給与所得者の配偶者控除等申告書により、給与所得者本人の合計所得金額の見積額の区分Iと配偶者の合計所得金額の見積額の区分II(④に該当する場合には、さらに区分)に応じて、配偶者控除額または配偶者特別控除額を計算することになりますので、その控除額を確認します。</p>																																																											
<p>「年末調整」欄への移記</p>	<p>以上の結果、確認した配偶者控除額または配偶者特別控除額は、源泉徴収簿の「年末調整」欄の「配偶者(特別)控除額⑦」欄に移記します。</p> <p>また、配偶者の合計所得金額を「配偶者の合計所得金額」欄に記入します。</p>																																																											

8・保険料控除申告書から控除額を確認する

Summary

- 給与所得者が個人的に支払った生命保険料や地震保険料等は、その支払額に応じて一定額までを所得金額から控除できますので、その申告をしてもらいます。
- 控除額の計算は、給与所得者自らが申告書上で行なうことになっていますが、計算違いや適用の誤りがないかどうかは事務担当者がチェックしなければなりません。

確認事項	内容・ポイント
保険料控除申告書の受理 保険料控除は保険料控除申告書に基づいて行なう。	給与所得者のうち、生命保険料（個人年金保険料、介護医療保険料を含みます）、地震保険料、本人が直接払い込むこととされている社会保険料、小規模企業共済等掛金のいずれかを支払った人は、それらの保険料や掛金について、保険料控除を受けられます。 この控除は給与所得者各人から提出された「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて行ないますので、給与の支払者は、この控除を受けようとする人にあらかじめこの申告書の用紙を配付しておき、本年最後の給与を支払う日の前日（実務的には年末調整の事務を始める日）までに、給与所得者各人から記載後の申告書の提出を受け、その記載内容を検討し、控除額を確認します。
生命保険料控除の内容 対象となる生命保険料は5種類ある。	給与所得者本人が、本年中に、次項以降に掲げる生命保険契約等の区分に応じ、新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料、旧生命保険料、旧個人年金保険料を支払った場合には、その種類別に支払った生命保険料の金額の合計額に応じて、最高12万円をその人の給与所得控除後の給与等の金額から控除することができます。
控除対象となる旧生命保険料の範囲 本人が本年中に支払った旧生命保険料（平成23年12月31日以前の契約締結分）で、保険金の受取人のすべてが本人、配偶者、その他の親族であるもの。	生命保険料控除の対象となる旧生命保険料とは、給与所得者本人が、下表の左欄に掲げる平成23年12月31日以前に締結した保険契約に基づいて支払った生命保険料で、次の2つのいずれの要件も満たすものです。 (1) 保険金の受取人のすべてをその給与所得者本人かその配偶者またはその他の親族とする生命保険契約等であること (2) 給与所得者本人が本年中に支払ったものであること

控除対象となる生命保険契約等	控除対象とならない生命保険契約等
① 生命保険会社または外国生命保険会社等と締結した生命保険契約のうち、生存または死亡に基にして一定額の保険金が支払われるもの（外国生命保険会社等については国内で締結したものに限ります） ② 旧簡易生命保険法第3条に規定する簡易生命保険契約（以下「旧簡易生命保険契約」といいます） ③ 農業協同組合または農業協同組合連合会と締結した生命共済契約	① 保険期間などが5年に満たない、いわゆる貯蓄保険（生存保険）契約 ② 勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約または勤労者財産形成住宅貯蓄

	<p>④ 漁業協同組合、水産加工業協同組合または共済水産業協同組合連合会と締結した生命共済契約</p> <p>⑤ 消費生活協同組合連合会と締結した生命共済契約</p> <p>⑥ 共済事業を行なう特定共済組合、火災共済の再共済の事業を行なう協同組合連合会（平成26年4月1日以後に支払う掛金から適用）または特定共済組合連合会と締結した生命共済契約</p> <p>⑦ 教職員共済生活協同組合と締結した生命共済契約</p> <p>⑧ 警察職員生活協同組合と締結した生命共済契約</p> <p>⑨ 埼玉県民共済生活協同組合と締結した生命共済契約</p> <p>⑩ 全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合と締結した生命共済契約</p> <p>⑪ 神奈川県民共済生活協同組合と締結した生命共済契約</p> <p>⑫ 電気通信産業労働者共済生活協同組合と締結した生命共済契約</p> <p>⑬ 全国理容生活衛生同業組合連合会と締結した年金共済契約</p> <p>⑭ 独立行政法人中小企業基盤整備機構と締結した旧第2種共済契約</p> <p>⑮ 生命保険会社、外国生命保険会社等、損害保険会社または外国損害保険会社等と締結した身体の傷害または疾病により保険金が支払われる保険契約のうち、病院または診療所に入院して医療費を支払ったことに基にして保険金が支払われるもの（外国生命保険会社等または外国損害保険会社等については国内で締結したものに限ります）</p> <p>⑯ 確定給付企業年金に係る規約</p> <p>⑰ 適格退職年金契約</p>	<p>契約に基づく生命保険契約または生命共済契約</p> <p>③ 傷害保険契約および信用保険契約</p> <p>④ 外国生命保険会社等と国外で締結した生命保険契約等</p>
控除対象となる新生命保険料の範囲 本人が本年中に支払った新生命保険料（平成24年1月1日以後の契約締結分）で、保険金の受取人のすべてが本人、配偶者、その他の親族であるもの。	生命保険料控除の対象となる新生命保険料とは、給与所得者本人が、前項の表の左欄に掲げる平成24年1月1日以後に締結した保険契約に基づいて支払った生命保険料で、前項(1)(2)のいずれの要件も満たすものです。	
控除対象となる介護医療保険料の範囲	生命保険料控除の対象となる介護医療保険料とは、給与所得者本人が、次の表に掲げる平成24年1月1日以後に締結した保険契約に基づいて支払った生命保険料	

本人が本年中に支払った介護医療保険料で、保険金の受取人のすべてが本人、配偶者、その他の親族であるもの。

で、次の2つのいずれの要件も満たすものです。

- (1) 保険金の受取人のすべてを給与所得者本人かその配偶者またはその他の親族とする保険契約等であること
- (2) 紹介所得者本人が本年中に支払ったものであること

控除対象となる保険契約等

- ① 一般の生命保険会社または外国生命保険会社等、一般の損害保険会社または外国損害保険会社等と日本国内において結んだ疾病または身体の傷害その他これに類する事由に基いて保険金等が支払われる保険契約のうち、医療費等支払事由に基いて保険金等が支払われるもの
- ② 疾病または身体の障害その他これに類する事由に基いて保険金等が支払われる旧簡易生命保険契約または生命共済契約等のうち、医療費等支払事由に基いて保険金等が支払われるもの

なお、医療費等支払事由とは、次に掲げる事由をいいます。

- (1) 疾病にかかったことまたは身体の傷害を受けたことを原因とする人の状態に基いて生ずる医療費その他の費用を支払ったこと
- (2) 疾病もしくは身体の傷害またはこれらを原因とする人の状態（介護医療保険契約等に係る約款に、これらの事由に基いて一定額の保険金等を支払う旨の定めがある場合に限ります）
- (3) 疾病または身体の傷害により就業することができなくなったこと

控除対象となる旧個人年金保険料の範囲

生命保険料のうち、個人年金保険契約等に基づく一定のもの（平成23年12月31日以前の契約締結分）であるが、保険料の払込証明書の記載により確認すればよい。

生命保険料控除の対象となる旧個人年金保険料は、一般の生命保険契約等（35～36ページの表の①～⑭に掲げるものに限ります）のうち、次の要件を満たす年金の給付を目的とする下表の範囲の平成23年12月31日以前に締結した個人年金保険契約等に基づいて給与所得者自身が支払った保険料に限られます。

- (1) 保険料の払込みをする給与所得者本人かその配偶者が生存している場合には、年金の受取人は、これらの者のいずれかであること
- (2) 保険料の払込期間が年金支払開始日前10年以上で定期的に行なわれること
- (3) 年金の支払いは、次のいずれかとするものであること
 - ① 年金の受取人の年齢が60歳に達した日以後の日で、その契約で定める日以後10年以上の期間にわたって定期に行なうものであること
 - ② 年金受取人が生存している期間にわたって定期に行なうものであること
 - ③ ①の年金の支払いのほか、被保険者の重度の障害を原因として年金の支払いを開始し、かつ、年金の支払開始日以後10年以上の期間にわたって、またはその者が生存している期間にわたって定期に行なうものであること

区分	契約の範囲
① 生命保険契約	イ 年金以外の金銭の支払い（剩余额の分配や解約返戻金の支払いは除きます）は、被保険者が死亡または重度の障害に該当することとなった場合に限り行なうものであること ロ イの金銭の額は、その契約の締結日以後の期間または支払保険料の総額に応じて通漸的に定められていること

	<p>ハ 年金の支払いは、その支払期間を通じて年1回以上定期に行なうものであり、かつ、年金の一部を一括して支払う旨の定めがないこと</p> <p>ニ 剰余金の分配は、年金支払開始日前に行なわないもの、またはその年の払込保険料の範囲内の額とするものであること</p>
② 旧簡易生命保険契約	契約の内容が①のイからニまでの要件を満たすもの
③ 農協・漁協等の生命共済契約	契約の内容が①のイからニまでの要件に相当する要件その他の財務省令で定める要件を満たすもの
④ ③以外の生命共済契約	<p>全国労働者共済生活協同組合連合会または教職員共済生活協同組合と結んだ生命共済契約で次の要件を満たすもの</p> <p>イ 年金の給付を目的とする生命共済事業に関し、(イ)適正に経理の区分が行なわれていること、(ロ)その事業の継続が確実であると見込まれること、(ハ)その契約に係る掛金の安定運用が確保されていること</p> <p>ロ 年金の額と掛金の額が適正な保険数理に基づいて定められており、かつ、その契約の内容が①のイからニまでの要件に相当する要件を満たしていること</p>
<p>なお、個人年金保険契約等に身体の傷害または疾病その他これらに類する事由に基づいて保険金等を支払う旨の特約が付されているものについては、その特約部分以外の部分の保険料または掛金が個人年金保険料に該当します。したがって、平成23年12月31日以前に締結した契約にこのような特約が付されているものの保険料や掛金については、特約部分以外の部分の保険料や掛金は旧個人年金保険料とし、特約部分の保険料や掛金は旧生命保険料としてそれぞれ区分して生命保険料控除額の計算をする必要があります。</p>	
控除対象となる新個人年金保険料の範囲 生命保険料のうち、個人年金契約等に基づく一定のもの（平成24年1月1日以後の契約締結分）であるが、保険料の払込証明書の記載により確認すればよい。	<p>控除対象となる新個人年金保険料は、前項(1)(2)(3)の3つの要件をいずれも満たす平成24年1月1日以後に締結した個人年金保険契約等に基づいて給与所得者自身が支払った保険料に限られます。</p> <p>なお、個人年金保険契約等に身体の傷害または疾病その他これらに類する事由に基づいて保険金等を支払う旨の特約が付されているものについては、その特約部分以外の部分の保険料または掛金が個人年金保険料に該当します。したがって、平成24年1月1日以後に締結した契約にこのような特約が付されているものの保険料や掛金については、特約部分以外の部分の保険料または掛金は新個人年金保険料とし、特約部分の保険料または掛金は介護医療保険料や新生命保険料としてそれぞれ区分して生命保険料控除額の計算をする必要があります。</p>
支払生命保険料の確認 原則として、本年中に実際に支払われた生命保険料が対象。	本年中にいわゆる振替貸付により、保険会社等の貸付金が保険料の払込みに充当されたときは、支払った生命保険料の金額として控除の対象となります。ただし、振替貸付により生命保険料の払込みに充当された金額を後日返済しても、その返済した金額は控除の対象となりません。

	<p>控除の対象となる生命保険料は、実際に支払われたものに限られますから、簡易生命保険の保険料や前納の団体払込みによって割り引かれる金額がある場合は、契約上の保険料からこれらの割引料を差し引いた残額が控除の対象となります。また、いわゆる団体扱いによって生命保険料を払い込んだ場合に、生命保険料が減額されるときは、その減額後の金額が控除の対象となります。</p> <p>翌年以後に払込期日が到来する保険料について一括して払い込んだいわゆる「前納保険料」については、次の算式により計算した金額が、本年中に支払った保険料の金額となります。</p> $\left(\frac{\text{前納保険料} - \text{割引額}}{\text{料の総額}} \right) \times \frac{\text{前納保険料の本年中に到来する払込期日の回数}}{\text{前納保険料の払込期日の総回数}}$
生命保険料の払込証明書の添付	<p>生命保険料控除を受けるためには、旧生命保険料で一契約について本年中に支払った生命保険料の金額が9,000円以下であるものを除いて、その「保険料を支払った事実を証明する書類」を保険料控除申告書に添付しなければなりません。</p> <p>この1年間に支払った旧生命保険料の金額が9,000円を超えるかどうかは、次により判定します。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 月払いなどのように分割して生命保険料を支払った場合は、一契約について本年中に支払った金額の合計額が9,000円を超えるかどうかを判定します。たとえば、1口7,000円の支払保険料と1口8,000円の支払保険料の2つがある人の場合、この人が本年中に支払った生命保険料の合計額は15,000円となりますが、この場合にはいずれも証明書の添付は必要ありません。 (2) 契約者が受けたる剰余金や割戻金がある場合は、契約保険料から剰余金や割戻金を差し引いて9,000円を超えるかどうかを判定します。なお、生命保険料控除額を計算する場合には剰余金や割戻金の控除は総体計算で行ないますが、9,000円を超えるかどうかを判定する場合の剰余金などの控除については、一契約ごとに行ないます。 <p>生命保険料を支払った事実を証明する書類とは、生命保険会社などが発行した保険料の領収書や本年中に支払った保険料の金額と保険契約者の氏名などを証明するために特に発行した書類をいいます。</p> <p>ただし、次に掲げる保険料については、それぞれ次のような書類でも差支えありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 契約時に払い込んだ第1回の保険料については、保険料仮領収書（月払保険料を除く） (2) 月払契約の保険料で本年9月30日以前に契約したものについては、次に掲げる事項を記載した書類 <ul style="list-style-type: none"> ① 契約に基づいて支払うべき1か月分の保険料の金額。ただし、本年中に金額の異動があった場合には、異動前と異動後の1か月分の保険料の金額とその異動のあった日 ② 本年中に分配を受けた剰余金または割戻しを受けた割戻金の額 ③ 本年中に契約したものについては、その契約締結の月 ④ 本年中に失効、解約または契約期間の満了により払込みがなくなったものについては、最終の支払月

(3) 月払契約の保険料で本年10月1日以後に新規に契約したものについては、第1回の保険料仮領収書

また、勤務先を対象とする団体扱いにより払い込んだ保険料については、勤務先の代表者またはその代理人が「保険料控除申告書」に記載されている「あなたが本年中に支払った保険料等の金額」「保険等の契約者の氏名」などの各欄に誤りがないことについて確認を行なったうえ、申告書の「給与の支払者の確認印」欄に確認済みの認印を押せば、証明書の添付があったものとされます。

支払証明書が保険料控除申告書に添付されていない場合（旧生命保険料で一契約につき9,000円以下のものを除きます）には、その生命保険料は原則として控除の対象にはなりません。

しかし、本年最後の給与支払日の前日までにその証明書を添付できない場合でも、翌年1月31日までに提出することを条件として一応控除しておき、同日までに提出がないときはその控除をしないことにして年末調整のやり直しを行ない、不足税額を徴収するという取扱いが認められています。

生命保険料控除額の確認

旧生命保険料、旧個人年金保険料について、控除額の限度は5万円、新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料について、控除額の限度は4万円であり、生命保険料控除の最高限度額は12万円。

生命保険料控除額は、その区分ごとに次のとおり計算しますので、申告書における控除額の計算が正しいかどうかを確認します。

(1) 一般の生命保険料を支払った場合

① 旧生命保険料のみを支払った場合

支払った保険料の金額	控除額
25,000円以下の場合	支払った保険料の全額
25,001円から50,000円までの場合	支払った保険料×1/2+12,500円
50,001円から100,000円までの場合	支払った保険料×1/4+25,000円
100,001円以上の場合	一律に50,000円

② 新生命保険料のみを支払った場合

支払った保険料の金額	控除額
20,000円以下の場合	支払った保険料の全額
20,001円から40,000円までの場合	支払った保険料×1/2+10,000円
40,001円から80,000円までの場合	支払った保険料×1/4+20,000円
80,001円以上の場合	一律に40,000円

③ 旧生命保険料と新生命保険料の両方を支払った場合

①および②で求めた金額の合計額（最高限度額4万円）

(2) 介護医療保険料を支払った場合

支払った保険料の金額	控除額
20,000円以下の場合	支払った保険料の全額
20,001円から40,000円までの場合	支払った保険料×1/2+10,000円
40,001円から80,000円までの場合	支払った保険料×1/4+20,000円
80,001円以上の場合	一律に40,000円

(3) 個人年金保険料を支払った場合

① 旧個人年金保険料のみを支払った場合

支払った保険料の金額	控除額
25,000円以下の場合	支払った保険料の全額
25,001円から50,000円までの場合	支払った保険料×1/2+12,500円
50,001円から100,000円までの場合	支払った保険料×1/4+25,000円
100,001円以上の場合	一律に50,000円

② 新個人年金保険料のみを支払った場合

支払った保険料の金額	控除額
20,000円以下の場合	支払った保険料の全額
20,001円から40,000円までの場合	支払った保険料×1/2+10,000円
40,001円から80,000円までの場合	支払った保険料×1/4+20,000円
80,001円以上の場合	一律に40,000円

③ 旧個人年金保険料と新個人年金保険料の両方を支払った場合

①および②で求めた金額の合計額（最高限度額4万円）

(4) 生命保険料控除額

生命保険料控除額は、(新・旧)生命保険料の控除額、介護医療保険料の控除額、(新・旧)個人年金保険料の控除額の合計額ですが、最高限度額は12万円です。

なお、新契約と旧契約の双方に加入する場合、一般生命保険料控除、個人年金保険料控除については、これらの控除ごとに、新契約に係る控除額（最高限度額4万円）、旧契約に係る控除額（最高限度額5万円）、新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除額（最高限度額4万円）のいずれか有利なものを選択することができます。

生命保険料の区分

異なる複数の保障内容が一の契約で締結されている場合は、主たる保障内容に応じて適用するが、保険料の払込証明書の記載により確認すればよい。

異なる複数の保障内容が一の契約で締結されている場合は、その保険契約等の主たる保障内容に応じて保険料控除を適用します。

平成24年1月1日以後に締結した保険契約（新契約）については、主契約または特約の保障内容に応じ、その保険契約等に係る支払保険料等に各保険料控除が適用されます。

剩余金の分配または割戻金の割戻しを受けた場合には、支払った保険料から剩余金または割戻金を差し引いた残額が、支払った保険料の金額となります。複数の区分に該当する場合には、主契約と特約のそれぞれの支払保険料等の金額の比に応じて剩余金の分配等の金額を按分し、それぞれの保険料等の金額から差し引きます。

なお、平成24年1月1日以後に、旧契約について一定の契約変更等が行なわれた場合には、その旧契約は新契約とみなすことになります。

地震保険料控除の内容と控除対象となる地震保険料の範囲

本人または同一生計

給与所得者本人が、本年中に、一定の損害保険契約等に係る地震等による損害部分の保険料や掛金（以下「地震保険料」といいます）を支払ったときは、その支払った地震保険料の金額（最高5万円）を地震保険料控除として、その人の給与所得控除後の給与等の金額から控除することができます。

親族の所有する居住用家屋、家財を保険の目的として、火災保険に附帯して締結された、地震等による損害の額をてん補する契約に係る保険料が対象。

地震保険料控除の対象となる地震保険料とは、下表の左欄に掲げる保険契約に附帯して締結されるものまたはその契約と一体となって効力を有する一の契約で、給与所得者本人かまたはその給与所得者と生計を一にしている配偶者その他の親族の所有する居住用家屋または生活に通常必要な家具、什器、衣服などの生活用動産を保険や共済の対象としているもので、地震、噴火または津波等を原因とする火災、損壊等による損害（以下「地震等損害」といいます）の額をてん補する保険金または共済金が支払われる契約に基づいて支払った保険料です。

附帯対象となる損害保険契約等	附帯対象とならない損害保険契約等
<p>① 損害保険会社または外国損害保険会社等と締結した損害保険契約のうち、一定の偶然の事故によって生ずることのある損害をてん補するもの（外国損害保険会社等については国内で締結したものに限ります）</p> <p>② 農業協同組合、農業協同組合連合会と締結した建物更生共済契約、火災共済契約</p> <p>③ 農業共済組合、農業共済組合連合会と締結した火災共済契約、建物共済契約</p> <p>④ 漁業協同組合、水産加工業協同組合、共済水産業協同組合連合会と締結した建物もしくは動産の共済期間中の耐存を共済事故とする共済契約、火災共済契約</p> <p>⑤ 火災共済協同組合と締結した火災共済契約（平成26年4月1日からは火災等共済組合と締結した火災共済契約）</p> <p>⑥ 消費生活協同組合連合会と締結した火災共済契約、自然災害共済契約</p> <p>⑦ 消費生活協同組合法10条1項4号の事業を行なう次に掲げる法人と締結した自然災害共済契約</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員共済生活協同組合 ・全国交通運輸産業労働者共済生活協同組合 ・電気通信産業労働者共済生活協同組合 <p>（以上、五十音順）</p>	<p>① 外国損害保険会社等と国外で締結した損害保険契約</p> <p>② 生活用動産のうち、1個または1組の価額が30万円を超える宝石、貴金属、書画、骨どうなどを対象とした保険契約</p> <p>③ 別荘や事業用の資産を保険の目的とする損害保険契約</p>

旧長期損害保険契約に係る損害保険料

平成18年12月31日までに締結した旧長期損害保険契約に係る損害保険料も地震保険料控除の対象。

平成19年分より従来の損害保険料控除は廃止されましたが、一定の長期損害保険契約等に係る損害保険料については、経過措置として地震保険料控除の対象することができます。

一定の長期損害保険契約等とは、次の要件をすべて満たすものをいいます。

- (1) 平成18年12月31日までに締結した契約（ただし、保険期間または共済期間の始期が平成19年1月1日以後のものは除きます）
- (2) 保険期間または共済期間の満了後に満期返戻金を支払う特約のある契約で、これらの期間が10年以上であるもの

	(3) 平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの
支払地震保険料の確認 原則として、居住用家屋、家財に対する保険料に限られています。	<p>家屋や家財を保険または共済の目的とする地震保険契約等は、給与所得者等の「常時居住の用に供しているもの」や「生活に通常必要な家具等」を保険または共済の目的としているものです。</p> <p>次のようなものは住宅に附属し、一体として居住の用に供しているものとして、控除の対象に含まれます。</p> <p>(1) 門、へい、物置、納屋その他の附属建物 (2) 電気、ガス、冷暖房その他の建物附属設備</p> <p>店舗と住宅に併用している家屋、商品、営業用什器、家財を一体として保険の目的とし、しかもその地震保険料を一括して支払っているようなケースでは、その保険料の全額を控除の対象とすることはできません。</p> <p>その場合には、次の算式により計算した金額を住宅と家財の地震保険料の金額とすることになります。</p> $\left(\frac{\text{その契約に基づいて支払った保険料の金額}}{\text{その契約に基づく保険金額}} \times \frac{\text{家屋の保険金額}}{\text{供している割合※}} \right) + \left(\frac{\text{その契約に基づいて支払った保険料の金額}}{\text{その契約に基づく保険金額}} \times \frac{\text{家財の保険金額}}{\text{供している割合※}} \right)$ <p>※居住の用に供している割合は、次の算式で求めて差支えありません。</p> $\frac{\text{居住の用に供している部分の床面積}}{\text{その家屋の総床面積}}$ <p>ただし、店舗併用住宅のように、居住の用と事業等の用とに併用している場合でも、その家屋全体のおおむね90%以上を居住用に使っているときは、その家屋について支払った地震保険料の全額を居住用住宅の保険料として差支えありません。</p> <p>翌年以後に払込期日が到来する保険料を前納した場合には、次の算式により計算した金額が控除の対象となります。</p> $\left(\frac{\text{前納保険料の総額}}{\text{前納保険料の割引額}} - 1 \right) \times \frac{\text{前納保険料の本年中に到来する払込期日の回数}}{\text{前納保険料の払込期日の総回数}}$
地震保険料の払込証明書の添付 金額にかかわらず、払込証明書の添付が必要。	<p>地震保険料の控除を受けるためには、保険料控除申告書に記載するとともに、支払った保険料の金額にかかわらず、すべての契約について損害保険会社などが発行した地震保険料を支払ったことを証明する書類を添付しなければなりません。</p> <p>地震保険料の証明書は、損害保険会社などが、本年中に支払った地震保険料の金額、保険契約者の氏名、保険の種類や目的物のほか、</p> <p>① 保険の目的物が住宅・家財とこれら以外のものを含むときは、その保険金額と住宅・家財の保険金額</p> <p>② 旧長期損害保険契約については、保険期間が10年以上のものは、その保険期間と期間満了後満期返戻金を支払う特約のある契約かどうか、あるいは建物や動産の共済期間中の耐存を共済事故とする共済契約かどうかの区分などを証明するために特に発行した書類とこれらの事項が記載されている保険料の領収証をいますが、その地震保険料が月払契約の保険料などであるときは、本年中に支払った地震保険料の金額の記載に代え、次の事項が記載されていればよいこ</p>

とになっています。

項目	内 容
月払契約の保険料	(イ) 1か月分の保険料の金額。ただし、本年中に契約の更改等に伴ってその金額に異動があった場合には、その異動前、異動後の1か月分の保険料の金額とその異動のあった月 (ロ) 本年中に剩余金や割戻金の分配を受けたものについては、その剩余金や割戻金の額。ただし、その金額の記載に代え、本年中の実際の払込金額の計算方法が記載されたものでもよい (ハ) 本年中に新規契約したものについては、その契約締結の月 (ニ) 本年中に失効、解約または契約期間が満了したものについては、最終の支払月

(注) 勤務先を対象とする団体特約により払い込んだ保険料については、勤務先の代表者か代理人が保険料控除申告書の記載事項に誤りのないことについて、その申告書の「給与の支払者の確認印」欄に確認済みの認印を押せば、証明書の添付に代えることができます。

証明書が添付されなかった場合は、地震保険料控除を受けることはできませんが、本年最後の給与支払日の前日までにその証明書を添付できない場合でも、翌年1月31日までに提出することを条件として一応控除しておき、同日までに提出がないときはその控除をしないことにして年末調整のやり直しを行ない、不足税額を徴収するという取扱いが認められています。

地震保険料控除額の確認	支払った保険料が地震保険料と旧長期損害保険料のいずれに該当するかに応じて、次のとおり計算しますので、受理した保険料控除申告書によって計算が正しいかどうかを確認してください。		
	支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	控除額
地震保険料のみの場合の限度額は5万円、旧長期損害保険料のみの場合の限度額は1万5,000円、両方ある場合の限度額は5万円。	① 支払った保険料が地震保険料のみの場合	50,000円以下の場合 50,001円以上の場合	支払った保険料の全額 一律に50,000円
	② 支払った保険料が旧長期損害保険料のみの場合	10,000円以下の場合 10,001円から20,000円までの場合 20,001円以上の場合	支払った保険料の全額 (支払った保険料の合計額×1/2)+5,000円 一律に15,000円
	③ 支払った保険料が地震保険料と旧長期損害保険料の両方の場合		①と②で求めた合計額(最高50,000円)
ある一つの旧長期損害保険契約等が、上表①、②の保険契約のいずれにも該当する場合には、いずれか一つの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。			
また、前記の地震保険料控除額の計算において算出した金額に1円未満の端数の金額が生じた場合には、その1円未満の端数を1円に切り上げて計算します。			

<p>申告によって控除の対象となる社会保険料の範囲</p> <p>給与天引き以外の社会保険料で、直接支払ったものが対象となる。</p> <p>国民年金保険料、国民年金基金の掛金については、支払証明書を添付する。</p>	<p>社会保険料の控除については、健康保険や厚生年金保険、雇用保険の保険料のように、毎月（日）の給与から差し引かれるものは年末調整の際にもそのまま控除されますが、国民健康保険や国民年金などの保険料のように給与所得者本人が直接支払ったものについては、その人が保険料控除申告書により申告しなければ控除を受けることができません。したがって、社会保険料控除額の計算にあたっては、それぞれ別々に確認と集計を行なうことが必要です。</p> <p>控除の対象となる社会保険料の範囲は24^シの表に掲げたもののうち、給与から差し引かれる社会保険料以外のものです。</p> <p>なお、会社などで任意に設けている共済制度の掛金は、社会保険料控除の対象なりません。</p> <p>この申告の対象となる社会保険料については、全額が対象となります。国民年金保険料、国民年金基金の掛金については、支払証明書の添付が必要です。それ以外の社会保険料については、証明書の添付は必要ありません。</p>
<p>小規模企業共済等掛金控除の内容と控除対象となる掛金の範囲</p> <p>小規模企業共済等掛金を支払った場合が対象となるが、証明書の添付が必要。</p>	<p>給与所得者本人が、本年中に、小規模企業共済等掛金を支払っているときには、その支払った掛金の全額を小規模企業共済等掛金控除として、その人の給与所得控除後の給与等の金額から控除することができます。</p> <p>控除対象となる小規模企業共済等掛金は、次の3つです。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構と契約した共済契約（旧第2種共済契約は除きます）に基づく掛金 (2) 条例の規定により地方公共団体が実施するいわゆる心身障害者扶養共済制度に基づく掛金 (3) 確定拠出年金法の規定に基づく企業型年金加入者掛金または個人型年金加入者掛金 <p>小規模企業共済法に規定する共済契約は、小規模企業者である個人事業主と小規模企業である会社などの役員に限り、中小企業基盤整備機構との間に結ぶことができるものです。したがって、控除を受けることができる人は、主として小規模企業である会社の役員です。</p> <p>また、心身障害者扶養共済制度は、条例の規定により地方公共団体が実施するもので、その加入者は心身障害者を扶養する人となっています。したがって、控除を受けられるのは、心身障害者を扶養している人のうち、条例の規定により地方公共団体が実施する心身障害者扶養共済制度に加入し、掛金を納付している人です。</p> <p>なお、確定拠出年金法の規定に基づく企業型年金加入者掛金または個人型年金加入者掛金が給与から控除されている場合には、特に給与所得者から申告を受ける必要はなく、小規模企業共済等掛金控除の対象となります。</p> <p>給与所得者本人が直接支払ったものについて、小規模企業共済等掛金控除を受けるためには、掛金の額の多少にかかわらず、掛金を支払ったことを証明する書類を保険料控除申告書に添付します。</p> <p>証明書が添付されなかった場合は、小規模企業共済等掛金控除を受けることはできませんが、本年最後の給与支払日の前日までにその証明書を添付できない場合でも、翌年1月31日までに提出することを条件として一応控除しておき、同日までに提出がないときはその控除をしないことにして年末調整のやり直しを行ない、不足</p>

	税額を徴収するという取扱いが認められています。
「年末調整」欄への移記	<p>給与所得者から提出を受けた保険料控除申告書の記載内容に誤りがなく、必要な払込証明書が添付されていることを確認したら、各人別にその保険料控除額を源泉徴収簿の「年末調整」欄へ移記します。</p> <p>この場合、「保険料控除申告書」の「生命保険料控除」欄の控除額は、源泉徴収簿の「年末調整」欄の「生命保険料の控除額⑯」欄へ、「地震保険料控除」欄の控除額は「地震保険料の控除額⑰」欄へ、「社会保険料控除」欄の「あなたが本年中に支払った保険料の金額」は「社会保険料等控除額」欄の「申告による社会保険料の控除分⑬」欄へ、「小規模企業共済等掛金控除」欄の「あなたが本年中に支払った掛金の金額」は「申告による小規模企業共済等掛金の控除分⑭」欄へ、それぞれ移記します。</p> <p>また、国民年金保険料と国民年金基金の加入者掛金（国民年金保険料等）がある場合には、「⑯のうち国民年金保険料等の金額」欄に記入します。</p> <p>地震保険料のうちに旧長期損害保険料がある場合には、「旧長期損害保険料支払額」欄に記入します。</p>

9・住宅借入金等特別控除申告書から控除額を確認する

Summary

- 資金を他から借り入れて一定の住宅を取得したり増改築等をしたときには、15年間、13年間、10年間または5年間にわたって、住宅借入金等特別控除を受けられます。
- 住宅借入金等特別控除額の控除は、最初の年分は確定申告により、2年目以降分については年末調整の際に受けられます。

確認事項	内容・ポイント
住宅借入金等特別控除申告書の受理	<p>給与所得者が、住宅の取得等（居住用家屋の新築、新築家屋や中古家屋の取得またはその人の居住の用に供している家屋の増改築等をいいます）をして、これらの新築家屋等（増改築等をした家屋については、その増改築等をした部分に限ります）を、令和3年12月31日までの間に自己の居住の用に供した場合において、その住宅の取得等のための一定の借入金または賦払債務（以下「住宅借入金等」といいます）を有するときは、その居住の用に供した年（以下「居住年」といいます）以後10年間（平成19年1月1日から平成20年12月31日までの間に居住の用に供した場合は特例制度を選択すれば15年間、バリアフリー改修促進税制、省エネ改修促進税制の場合は5年間、消費税等の税率が10%である住宅の取得等をした場合で、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供したときは13年間）の各年分について、住宅借入金等の年末残高を基礎にした一定金額（49～52%の表参照）を所得税額から控除することができます。これが住宅借入金等特別控除制度と呼ばれるものです。</p>

この住宅借入金等特別控除については、居住年分（最初の年分）の税額控除は確定申告書を提出して受けなければなりませんが、適用第2年目以降の年分の控除については「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書」（以下「住宅借入金等特別控除申告書」といいます）を給与の支払者に提出して年末調整の際に控除を受けることができます。

つまり、本年最後の給与支払日の前日（実務的には年末調整の事務を始める日）までに給与の支払者に住宅借入金等特別控除申告書の提出をしなければ、控除は受けられません。

控除の対象となる住宅の取得等の範囲

控除の対象は細かく規定されているが、居住開始年分は確定申告が要件とされているため、居住開始年分に適用があれば、年末調整の対象となる2年目以降も原則として適用対象となる。

控除の対象となる住宅の取得等（主なもの）は、下表のとおりですが、いずれの場合でも、自己の居住の用に供する家屋で、その家屋の床面積の2分の1以上に相当する部分が専ら居住の用に供されるものに限られます。

住宅借入金等特別控除は、自己の居住用の住宅の建設に着手または購入し、あるいは自己の居住用の家屋を増改築して、工事完了の日または取得の日から6か月以内に自己の居住の用に供した人について適用されます。

ただし、住宅の取得等をした人が、新築家屋等を居住の用に供した年の前々年からその居住の用に供した年までの間に、居住用財産の譲渡所得の課税の特例や中高層耐火建築物等の建設のための買換え（交換）の場合の譲渡所得の課税の特例等の適用を受けている場合には、この住宅借入金等特別控除を受けられません。

また、この住宅借入金等特別控除を受けた人が、その居住の用に供した年の翌年または翌々年に新築家屋等やその敷地の用に供されている土地以外の所定の資産を譲渡して、これらの課税の特例の適用を受けたときは、住宅借入金等特別控除の適用はなく、この制度の適用を受けた年分の所得税について修正申告書または期限後申告書を提出し、すでに受けた住宅借入金等特別控除額に相当する税額を納付することになります。

項目	内 容
(1)新築家屋	<ul style="list-style-type: none"> ① 1棟の家屋で、床面積が50m²以上であるもの ② 1棟の家屋で、その構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるものにつき、その各部分を区分所有する場合には、その人の区分所有する部分の床面積が50m²以上であるもの
(2)中古家屋	<ul style="list-style-type: none"> ① 床面積が50m²以上であるもの ② その家屋が耐火建築物以外のものである場合には、新築された日から購入した日までの経過期間が20年以内のもの、その家屋が耐火建築物である場合には25年以内のもの、または地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準等に適合する住宅
(3)増改築等	<p>居住の用に供している自己所有の家屋について行なう工事で、次に掲げる要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 次に掲げる増改築等の工事であること <ul style="list-style-type: none"> イ 増築や改築、建築基準法上の大規模の修繕、大規模の模様替の工事で、その工事に要した費用の額が100万円を超えること

	<p>(3)増改築等</p> <p>ロ マンション等の区分所有建物のうちその人の区分所有する部分の床、間仕切壁または主要構造部である壁等について行なう一定の修繕または模様替の工事（イに該当するものを除きます）で、その額が100万円を超えること ハ 家屋のうち居室、調理室、浴室、便所、洗面所などの1室の床や壁の全部について行なう修繕または模様替の工事（イまたはロに該当するものを除きます）で、その額が100万円を超えること ニ 家屋について行なう地震に対する安定性に関する一定の基準に適合させるための修繕または模様替の工事（イ、ロまたはハに該当するものを除きます）で、その額が100万円を超えること ② その工事をした部分のうちに自己の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、自己の居住の用に供する部分の工事に要した費用の額が工事に要した費用の総額の2分の1以上であること ③ その工事をした後の家屋の床面積が50m²以上であること ④ その工事をした後の家屋の床面積の2分の1以上が専ら自己の居住の用に供されるものであること ⑤ その工事をした後の家屋が、その人が主としてその居住の用に供すると認められるものであること</p>
<p>借入金等の残高</p> <p>支払期間10年以上の借入金で、住宅の取得等（住宅とともにする敷地等の取得を含む）の資金に充てたものが対象。</p>	<p>住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等とは、住宅の取得等の資金に充てた次の借入金または債務で、償還または賦払期間が10年以上のものをいいます。また、その家屋の新築または購入とともにするその住宅の敷地の用に供されるまたは供されていた土地等の取得資金に充てるものも含まれます。</p> <p>(1) 住宅の取得等に要する資金に充てるための金融機関、独立行政法人住宅金融支援機構等からの借入金等 (2) 建築業者に請け負わせた住宅の取得等の工事請負代金の債務、宅地建物取引業者等に対する住宅の取得等の対価の債務 (3) 独立行政法人都市再生機構等を当事者とする中古家屋の取得に伴う債務の承継に関する契約に基づく債務 (4) 住宅の取得等に要する資金に充てるために使用者等から借り入れた借入金または使用者に対する住宅の取得等の対価の債務</p>
<p>控除額の確認</p> <p>居住開始年に応じ、算式にあてはめて計算する。なお、税務署から対象者に直接交付された申告書には、居住開始年に応じた算式が記載されている。</p>	<p>住宅借入金等特別控除の適用1年目は、確定申告によらなければ控除を受けられませんが、適用2年目以降分は年末調整の際に控除を受けることができます。したがって、本年（令和2年分）について年末調整で住宅借入金等特別控除の適用が受けられるのは、次の2つの要件を満たす人です。</p> <p>(1) 平成19年1月1日から令和元年12月31までの間に住宅を居住の用に供した人 (2) 平成19年分から令和元年分までのいずれかの年分について確定申告で住宅借入金等特別控除の適用を受けた人 (注) 住宅借入金等特別控除は、その家屋を最初に居住の用に供した日以後その年の12月31まで引き続き居住の用に供していなければ受けられません。したがって、年の中途中で居住の用に供さなくなった場合には、その供さなくなった年</p>

とその翌年以後は控除が受けられません。もっとも、その給与所得者が死亡したことや、家屋が災害により居住の用に供することができなくなった場合で、これらの理由の生じた日まで引き続き居住の用に供していたときは、その年だけは（平成28年1月1日以後に災害により居住の用に供することができなくなった場合は、その翌年以後も）控除が認められます。

なお、令和2年分の所得税について、年末調整の際に適用を受けることとなる住宅借入金等特別控除額は、住宅借入金等特別控除の対象となる住宅の取得等をした人が、その住宅を居住の用に供した時期の区分に応じて、次の表により計算した金額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます）とされています。

(1) 原則

住宅を居住の用に供した日	各年分の控除額	所得要件
平成23年1月1日から平成23年12月31日まで	全期間（10年間）（最高40万円） 〔住宅借入金等の年末残高の合計額〕×1% （のうち4,000万円以下の部分の金額）	
平成24年1月1日から平成24年12月31日まで	全期間（10年間）（最高30万円） 〔住宅借入金等の年末残高の合計額〕×1% （のうち3,000万円以下の部分の金額）	
平成25年1月1日から令和元年12月31日まで	全期間（10年間）（最高20万円） 〔住宅借入金等の年末残高の合計額〕×1% （のうち2,000万円以下の部分の金額）	
平成26年4月1日から令和元年12月31日まで 【特定取得に該当する場合】	全期間（10年間）（最高40万円） 〔住宅借入金等の年末残高の合計額〕×1% （のうち4,000万円以下の部分の金額）	3,000万円以下
令和元年10月1日から令和元年12月31日まで 【特別特定取得に該当する場合】	① 1～10年目（最高40万円） 〔住宅借入金等の年末残高の合計額〕×1% （のうち4,000万円以下の部分の金額） ② 11～13年目（i、iiのいずれか少ない額） i 〔住宅借入金等の年末残高の合計額〕×1% （のうち4,000万円以下の部分の金額） ii （住宅取得等対価の額－消費税額）*×2%÷3 *上限4,000万円	

注) 特定取得とは、住宅の取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税額等が、8%または10%の税率により課されるべき消費税額等である場合における、その住宅の取得等をいいます。

特別特定取得とは、住宅の取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべき消費税額等である場合における、その住宅の取得等をいいます。

(2) 認定長期優良住宅の特例

住宅を居住の用に供した日	各年分の控除額	所得要件
平成23年1月1日から平成23年12月31日まで	全期間（10年間）（最高60万円） 〔住宅借入金等の年末残高の合計額〕×1.2%	3,000万円以下

住宅を居住の用に供した日	各年分の控除額	所得要件
平成24年1月1日から平成24年12月31日まで	全期間（10年間）（最高40万円） 〔住宅借入金等の年末残高の合計額〕×1% のうち4,000万円以下の部分の金額	
平成25年1月1日から令和元年12月31日まで	全期間（10年間）（最高30万円） 〔住宅借入金等の年末残高の合計額〕×1% のうち3,000万円以下の部分の金額	
平成26年4月1日から令和元年12月31日まで 【特定取得に該当する場合】	全期間（10年間）（最高50万円） 〔住宅借入金等の年末残高の合計額〕×1% のうち5,000万円以下の部分の金額	3,000万円以下
令和元年10月1日から令和元年12月31日まで 【特別特定取得に該当する場合】	① 1～10年目（最高50万円） 〔住宅借入金等の年末残高の合計額〕×1% のうち5,000万円以下の部分の金額 ② 11～13年目（i、iiのいずれか少ない額） i 〔住宅借入金等の年末残高の合計額〕×1% ii （住宅取得等対価の額－消費税額）*×2%÷3 * 上限5,000万円	

(注) 特定取得とは、住宅の取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税額等が、8%または10%の税率により課されるべき消費税額等である場合における、その住宅の取得等をいいます。

特別特定取得とは、住宅の取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべき消費税額等である場合における、その住宅の取得等をいいます。

(3) 認定低炭素住宅の特例

住宅を居住の用に供した日	各年分の控除額	所得要件
平成24年12月4日から平成24年12月31日まで	全期間（10年間）（最高40万円） 〔住宅借入金等の年末残高の合計額〕×1% のうち4,000万円以下の部分の金額	
平成25年1月1日から令和元年12月31日まで	全期間（10年間）（最高30万円） 〔住宅借入金等の年末残高の合計額〕×1% のうち3,000万円以下の部分の金額	
平成26年4月1日から令和元年12月31日まで 【特定取得に該当する場合】	全期間（10年間）（最高50万円） 〔住宅借入金等の年末残高の合計額〕×1% のうち5,000万円以下の部分の金額	3,000万円以下
令和元年10月1日から令和元年12月31日まで 【特別特定取得に該当する場合】	① 1～10年目（最高50万円） 〔住宅借入金等の年末残高の合計額〕×1% のうち5,000万円以下の部分の金額 ② 11～13年目（i、iiのいずれか少ない額） i 〔住宅借入金等の年末残高の合計額〕×1% ii （住宅取得等対価の額－消費税額）*×2%÷3 * 上限5,000万円	

(注) 特定取得とは、住宅の取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税額等が、8%または10%の税率により課されるべき消費税額等である場合における、その住宅の取得等をいいます。

特別特定取得とは、住宅の取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべき消費税額等である場合における、その住宅の取得等をいいます。

(4) 税源移譲対応特例

住宅を居住の用に供した日	各年分の控除額	所得要件
平成19年1月1日から平成19年12月31日まで	① 1~10年目（最高15万円） $\left(\text{住宅借入金等の年末残高の合計額} \right) \times 0.6\%$ のうち2,500万円以下の部分の金額 ② 11~15年目（最高10万円） $\left(\text{住宅借入金等の年末残高の合計額} \right) \times 0.4\%$ のうち2,500万円以下の部分の金額	3,000万円以下
平成20年1月1日から平成20年12月31日まで	① 1~10年目（最高12万円） $\left(\text{住宅借入金等の年末残高の合計額} \right) \times 0.6\%$ のうち2,000万円以下の部分の金額 ② 11~15年目（最高8万円） $\left(\text{住宅借入金等の年末残高の合計額} \right) \times 0.4\%$ のうち2,000万円以下の部分の金額	3,000万円以下

(5) バリアフリー改修促進税制

住宅を居住の用に供した日	各年分の控除額	所得要件
平成28年1月1日から令和元年12月31日まで	全期間（5年間）①+②（最高12万円） $\left(\text{住宅借入金等の年末残高の合計額の} \right) \times 2\%$ うち一定のバリアフリー改修工事に係る工事費相当部分（上限200万円） ② $\left(\text{住宅借入金等の年末残高の合計額の} \right)$ $\left(\text{うち1,000万円以下の部分で、①以外の工事費相当部分} \right) \times 1\%$	3,000万円以下
平成28年1月1日から令和元年12月31日まで 【特定取得に該当する場合】	全期間（5年間）①+②（最高12万5,000円） $\left(\text{住宅借入金等の年末残高の合計額の} \right) \times 2\%$ うち一定のバリアフリー改修工事に係る工事費相当部分（上限250万円） ② $\left(\text{住宅借入金等の年末残高の合計額の} \right)$ $\left(\text{うち1,000万円以下の部分で、①以外の工事費相当部分} \right) \times 1\%$	3,000万円以下

(注) 特定取得とは、住宅の取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税額等が、8%または10%の税率により課されるべき消費税額等である場合における、その住宅の取得等をいいます。

(6) 省エネ改修促進税制

住宅を居住の用に供した日	各年分の控除額	所得要件
平成28年1月1日から令和元年12月31日まで	全期間（5年間）①+②（最高12万円） $\left(\text{住宅借入金等の年末残高の合計額の} \right) \times 2\%$ うち一定の省エネ改修工事に係る工事費相当部分（上限200万円）	3,000万円以下

	<p>平成28年1月1日から 令和元年12月31日まで</p> $\text{②} \left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残高の合計額の} \\ \text{うち1,000万円以下の部分で、①以外} \end{array} \right] \times 1\%$	
	<p>平成28年1月1日から 令和元年12月31日まで 【特定取得に該当する場合】</p> $\text{全期間（5年間）} \text{①} + \text{②} \text{（最高12万5,000円）}$ $\text{①} \left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残高の合計額の} \\ \text{うち一定のバリアフリー改修工事に} \end{array} \right] \times 2\%$ $\text{係る工事費相当部分（上限250万円）}$ $\text{②} \left[\begin{array}{l} \text{住宅借入金等の年末残高の合計額の} \\ \text{うち1,000万円以下の部分で、①以外} \end{array} \right] \times 1\%$	3,000万円 以下
<p>(注) 特定取得とは、住宅の取得等の対価の額または費用の額に含まれる消費税額等が、8%または10%の税率により課されるべき消費税額等である場合における、その住宅の取得等をいいます。</p>		
証明書の添付 金融機関等が発行する年末残高等証明書の添付が必要。	<p>住宅借入金等特別控除を年末調整の際に受けようとする人は、その給与の支払者のもとにおいて最初に控除を受ける年の場合には、住宅借入金等特別控除申告書にその人の住所地の所轄税務署長が発行した「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」と金融機関等が発行した「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」を添付することが必要です。</p> <p>住宅借入金等特別控除証明書は、住宅借入金等特別控除申告書と同一の用紙に印刷されています。年末調整で特別控除の適用を受けようとする人に対して直接、住所地の所轄税務署長から送付されますから、住宅借入金等特別控除を受けようとする人は、この申告書に住所、氏名、住宅借入金等特別控除額の計算の明細などの所要事項を記載して、給与の支払者に提出します。</p> <p>したがって、給与の支払者はこの申告書を受理したら、家屋の取得者と申告者が同一人でなかつたり、入居後引き続いて居住していなかつたりしていないなどをチェックすることが必要です。</p> <p>その給与の支払者のもとにおいて控除を受ける2年目以降の年分については、上記の証明書のうち税務署長の発行する「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」の提出は要しない（平成24年6月以後交付分の申告書には、すべて特別控除証明書があわせて交付されています）こととされ、控除を受けるために提出する各年分の住宅借入金等特別控除申告書の所定欄に「既に前年以前の年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受けている」旨の表示をすれば足ります。具体的には、住宅借入金等特別控除申告書の備考欄の「有」の文字を○で囲みます。</p> <p>また、住宅借入金等特別控除額は本年12月31日現在の住宅借入金等の残高に基づいて計算しますから、この計算の基礎とされている残高が金融機関等からの「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」に記載された年末残高と一致しているかどうかを確認します。</p>	
「年末調整」欄への移記	住宅借入金等特別控除申告書の記載内容に誤りがなく、必要な書類が添付されていたら、申告書に記載されている控除額を、源泉徴収簿の「年末調整」欄の「(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額②」欄へ移記します。	
住宅借入金等特別控除を受けるための申告書や証明書の税務署から	年末調整で住宅借入金等特別控除を受ける給与所得者に対しては、年末調整で控除を受ける最初の年に、「住宅借入金等特別控除申告書」と兼用様式となっている「住宅借入金等特別控除証明書」の用紙がまとめて送付されます。給与所得者は、	

の送付と保管等	<p>年末調整で最初に控除を受ける年分用の申告書（兼証明書）をその年に提出とともに、残りの翌年分以降の申告書の用紙を保存しておき、翌年以降は給与の支払者に対して毎年1枚ずつ提出します。</p> <p>なお、税務署からまとめて送付されている用紙を紛失したような場合には、控除を受ける給与所得者本人が、その住所地の所轄税務署に対して再交付の申請をする必要があります。</p>
住宅借入金等特別控除可能額、居住開始年月日の記載	<p>住宅借入金等特別控除の適用を受けた人について、住宅借入金等特別控除申告書に記載された住宅借入金等特別控除額（住宅借入金等特別控除可能額）が算出税額を超えるときは、その住宅借入金等特別控除可能額を源泉徴収票の「住宅借入金等特別控除の額の内訳」欄に記載します。また、住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合には、居住開始年月日等を記載します。</p>

10・給与所得控除後の給与等の金額と所得金額調整控除額を計算する

Summary

- 各人の給与の総額から給与所得控除後の給与等の金額を求めます。
- 所得金額調整控除の該当者に所得金額調整控除申告書の提出を求め、所得金額調整控除額を計算し、給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）を算出します。

確 認 事 項	内 容 ・ ポ イ ン ト
給与所得控除後の給与等の金額の計算	<p>源泉徴収簿の「給料・手当等」と「賞与等」欄から「年末調整」欄に移記した「給料・手当等①」欄の金額と「賞与等④」欄の金額を合計し、本年分の給与総額を求めます（「計⑦」欄に記入します）。</p> <p>次に給与所得者一人ひとりについて、この給与の総額に基づき116%掲載の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」により、給与所得控除後の給与等の金額を求め、「年末調整」欄の「給与所得控除後の給与等の金額⑨」欄に記入します。</p>
所得金額調整控除申告書の受理、確認	<p>給与等の収入金額が850万円を超え、所得金額調整控除の適用がある人から提出された所得金額調整控除申告書を受理して、適用要件を確認します。</p> <p>適用要件は、次のいずれかに該当することです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 特別障害者に該当する人 ② 年齢23歳未満の扶養親族を有する人 ③ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する人
所得金額調整控除額の計算	<p>本年分の給与総額（「計⑦」欄）から850万円を差し引いた金額の10%（マイナスの場合は0）が、所得金額調整控除額（1円未満切上げ、最高15万円）となります（「⑩」欄）。</p> <p>「給与所得控除後の給与等の金額⑨」から「所得金額調整控除額⑩」を差し引いて、「給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）⑪」を求めます。</p>

11 ●年調年税額を計算する

Summary

- 各人の給与の総額から給与所得控除後の給与等の金額を求め、これまで集計・確認してきた所得控除額を控除し、算出所得税額を求め、住宅借入金等特別控除額を控除して算出した年調所得税額に、102.1%（2.1%分は復興特別所得税）を乗じて、本年中に納付すべき年調年税額（令和2年分の年税額）を計算します。

確認事項	内容・ポイント
年調年税額の計算手順 フローチャートに従って年調年税額を計算する。	<p>年末調整のための準備事務や各種控除額の確認・計算が済んだら、次は年調年税額の計算です。</p> <p>年調年税額は、給与所得者一人ひとりについて確認した給与の総額と各種控除額の総額を基にして求めますが、以下、これまでの準備事務により記入してきた源泉徴収簿の「年末調整」欄の金額を基にした計算方法をみていきます。</p> <p>具体的な計算手順をまとめたのが、次のフローチャートです。</p> <pre>graph TD; A["給与所得控除後の給与等の金額 (調整控除後)"] --> B["課税給与所得金額"]; B --> C["算出所得税額"]; C --> D["年調所得税額"];</pre> <p>給与所得控除後の給与等の金額 (調整控除後)</p> <ul style="list-style-type: none">各種所得控除額を合計します（②欄）<ul style="list-style-type: none">*社会保険料等控除額（⑪欄+⑫欄+⑬欄）*生命保険料の控除額（⑭欄）*地震保険料の控除額（⑮欄）*配偶者（特別）控除額（⑯欄）以下の控除額の合計額を「控除額の合計額の早見表」（102.1%）によって求めます（⑩欄）<ul style="list-style-type: none">*障害者控除額*勤労学生控除額*寡婦控除額*ひとり親控除額*扶養控除額*基礎控除額（⑰欄） <p>課税給与所得金額</p> <ul style="list-style-type: none">給与所得控除後の給与等の金額から所得控除額の合計額を控除します（②欄）1,000円未満の端数を切り捨てます <p>算出所得税額</p> <ul style="list-style-type: none">「令和2年分の年末調整のための所得税額の速算表」（14.1%）に課税給与所得金額をあてはめて「算出所得税額」を求めます（②欄） <p>年調所得税額</p> <ul style="list-style-type: none">住宅借入金等特別控除の適用を受ける人については、②欄の算出所得税額から（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額（③欄）を控除して「年調所得税額」を求めます（④欄）

	年調年税額	……年調所得税額に102.1%（2.1%分は復興特別所得税）を乗じて「年調年税額」を求めます（⑮欄）。100円未満の端数を切り捨てます。これが、所得税と復興特別所得税を合わせた本年分の最終的な税額です
課税給与所得金額の計算	<p>給与所得控除後の給与等の金額から控除する各種所得控除額の集計をしますが、「(社会保険料等) 給与等からの控除分⑫」欄、「申告による社会保険料の控除分⑬」欄、「申告による小規模企業共済等掛金の控除分⑭」欄、「生命保険料の控除額⑮」欄、「地震保険料の控除額⑯」欄、「配偶者（特別）控除額⑰」欄には、すでに解説してきたとおり、源泉徴収簿、保険料控除申告書、配偶者控除等申告書からそれぞれ該当する控除額が移記されています。</p> <p>「扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額⑲」欄には、扶養控除等の申告内容に応じて、102.1%掲載の「控除額の合計額の早見表」によって求めた控除額の合計額を記入します。「控除額の合計額の早見表」は、控除対象扶養親族の人数に応じて控除額が簡便に求められるように作表されているもので、本人が寡婦、ひとり親、勤労学生等に該当する場合または本人、同一生計配偶者、扶養親族のうちに障害者に該当する人がいる場合には、「⑳障害者等がいる場合の控除額の加算額」欄の該当する欄ごとに控除額を加算します。</p> <p>「基礎控除額⑩」欄には、基礎控除申告書により求めた控除額を記入します。</p> <p>令和2年の毎月(日)の源泉徴収においては、障害者(特別障害者を含みます)、同居特別障害者、寡婦(夫)、勤労学生の控除が行なわれる人について、申告された扶養親族等のほかにこれらの一に該当するごとに1人の扶養親族がいるものとして扶養親族等の数を計算し、その数に応じてその控除額が通常の扶養控除額と同額であるものとして税額を求めています。年末調整の際には、これらの控除額を正しい控除額に調整する必要があるほか、老人扶養親族、特定扶養親族、同居老親等の控除額についても、正しい控除額によって控除額の合計額を算出する必要がありますから、「控除額の合計額の早見表」により控除額を計算するにあたっては、控除対象扶養親族の数に応じて求めた金額に、これらの者に該当する人の数に応じた控除額の差を加算します。</p> <p>なお、令和2年12月までの給与計算、賞与計算の際の扶養親族等の数は、改正前の寡婦(特別の寡婦を含みます)または寡夫が反映されていますが、年末調整においては改正後の寡婦控除またはひとり親控除が適用されます。</p> <p>参考までに、以上の各種所得控除額をまとめると、59.1%のとおりです。</p> <p>課税給与所得金額は、各種控除額を給与所得控除後の給与等の金額から差し引いた金額となるわけですが、その金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てます。</p>	
年調年税額の計算	<p>課税給与所得金額を求めたら、その金額を14.1%の「令和2年分の年末調整のための所得税額の速算表」に適用して算出所得税額を求め、「年末調整」欄の⑮欄へ記入します。</p> <p>また、年末調整の際に住宅借入金等特別控除の適用を受ける人については、本人</p>	

から提出を受けた住宅借入金等特別控除申告書によって、「年末調整」欄の②欄に（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額を記入しています。この人については、「算出所得税額②」欄の金額から「（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額③」欄の金額を控除して「年調所得税額④」欄の金額を求めますが、年調所得税額がマイナスになるときは「0」と記入します。

そして、この「年調所得税額」に、102.1%（2.1%分は復興特別所得税）を乗じて、「年調年税額⑤」欄の金額を求めます（100円未満の端数があるときは切り捨てます）。この年調年税額が、本年分の給与総額に対して納めるべき所得税と復興特別所得税を合わせた最終的な税額となります。

12・過不足額を精算する

Summary

- 年末調整の事務によって算出した年調年税額（令和2年分の年税額）と、過去に徴収してきた徴収税額とを比較し、その過不足額を精算します。
- 不足額は本年最後の給与から徴収し、超過額は本年最後の給与からの徴収税額に充当し、なお超過するときには本人に還付します。

確認事項	内容・ポイント
過不足額の精算	<p>年調年税額の計算が終わったら、次に、その年調年税額と先に集計しておいた給与からの徴収税額（所得税と復興特別所得税）の合計額とを比較して、過不足額を計算し、その差額を精算します。</p> <p>年調年税額が本年分の徴収税額より少ないとときは、その差額は納め過ぎたことになります、逆に、年調年税額のほうが多いときには、納め足りないことになります。この場合、前者の差額を「過納額」、後者の差額を「不足額」といいます。</p> <p>この過納額や不足額は、源泉徴収簿の「年末調整」欄で簡単に計算することができます。すなわち、「年末調整」欄の⑧欄（③欄と⑥欄の合計額）と⑤欄（年調年税額）とを比較してその差額を求め、⑧欄のほうが多いときの差額は過納額、少ないときの差額は不足額になります。</p> <p>年調年税額と本年分の給与からの徴収税額との差額は、「年末調整」欄の「差引超過額又は不足額⑥」欄に記入するとともに、過納となっている場合は、⑨欄の「超過額」の文字を○で囲み、不足している場合は「不足額」の文字を○で囲み、それぞれ以下に解説する要領で精算をしていきます。</p>
過納額の精算	(1) 給与の支払者の還付 <p>年末調整による過納額は、まず、給与の支払者が年末調整をした12月分の給与や退職手当等に対する税額として納付すべき源泉徴収税額の範囲内で還付します。そして還付しきれない場合は、弁護士、司法書士、税理士等に支払われた報酬・料金等に対する源泉徴収税額のうちから控除して還付します。それでもなお還付しきれないときには、翌年の1月以後の給与などに対する源泉徴収税額のう</p>

	<p>ちから、その還付しきれない分の過納額（「残存過納額」といいます）を順次控除して還付します。</p> <p>なお、過納額から控除した未払給与分の未徴収税額は、それによって精算されたことになりますから、その後その未払いの給与を支払う際には、その税額を徴収する必要はありません。</p> <p>仮に、その未払いの給与を支払う際にその税額を徴収した場合には、その徴収のときにその徴収された金額に相当する過納額が生じます。</p>
(2) 税務署からの還付	<p>年末調整による過納額の還付が終わらないうちに、給与の支払者が次の事由に該当することとなった場合には、税務署から過納額の一括還付が受けられることになっています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 給与の支払者が解散、廃業などによって給与の支払者でなくなり、過納額の還付ができなくなった場合 ② 給与の支払者が徴収して納付する税額がまったくなくなり、過納額の還付ができなくなった場合 ③ 給与の支払者が還付すべきことになった月の翌月から2か月を経過してもなお過納額を還付しきれない場合 ④ 給与の支払者が過納額を還付すべきことになった日の現況において、納付する税額よりも還付する金額が著しく過大であるため、その過納額を翌年2月末日までに還付することがきわめて困難であると見込まれる場合 <p>このような場合に、税務署から過納額の還付を受けようとするときは、給与所得者一人ひとりの還付すべき残存過納額について、その明細を記載した「年末調整過納額還付請求書兼残存過納額明細書」を作成し、これに残存過納額のある人の「源泉徴収簿の写し」と「委任状（連記式）」を添えて提出すれば、還付されます。</p>
不足額の精算	<p>不足額は、原則として年調年税額が確定する支払給与、つまり本年最後に支払う給与から徴収します。しかし、不足額の全額を徴収した場合には、手取額が極端に少なくなって、日々の生活費に事欠くようになるかもしれません。</p> <p>そこで、不足額の全額を本年最後に支払う給与から徴収すると、その給与所得者の12月中の税引手取給与の総額（賞与を含みます）が、本年1月から11月までの税引手取給与の平均月割額の70%未満となる場合には、その70%相当額になるまでの金額を徴収し、あとの金額は翌年1月と2月に分けて徴収することが認められています。これは通常、「不足額の徴収繰延べ」と呼ばれています。</p> <p>この場合の不足額は、本年最後に支払う給与に対する税額の計算を省略しないで年末調整を行なった場合にお不足する税額ですから、12月分の給与に対する通常の税額については徴収繰延べは認められません。したがって、徴収繰延べを受けようとする人については、本年最後に支払う給与の税額の計算を省略しないで年末調整をします。</p>
納付の手続き	<p>年末調整の結果生じた不足額を徴収した場合には、その徴収した不足額は、その月の給与に対する通常の源泉徴収税額とともに、その徴収した月の翌月10日（納期の特例の承認を受けている場合には、その定められた納期）までに徴収高計算書（納付書）を添えて、最寄りの銀行または郵便局で納付します。したがって、不足</p>

	<p>額は、通常は12月の給与（納期の特例の承認を受けている場合には、7月から12月までの給与）に対する源泉徴収税額とともに翌年1月10日（納期の特例の承認を受けている者は1月20日）までに納付します。</p> <p>この納付にあたって、徴収高計算書（納付書）の「年末調整による不足税額」欄には、その徴収した不足額を記入します。</p> <p>また、過納額の充当または還付をした場合には、その充当または還付をした月分の徴収高計算書（納付書）の「年末調整による超過税額」欄にその充当または還付をした金額を記入し、その月分として納付すべき税額から充当または還付をした金額を差し引いた残額を納付します。</p> <p>なお、過納額の充当または還付をした結果納付する税額がなくなった場合でも、その事績を徴収高計算書（納付書）に記入して税務署に郵送または提出します。</p>
年末調整のやり直し	<p>次のような特別の事情が生じた場合は、面倒でも年末調整をやり直さなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 年末調整後に本年分の給与の追加払いがあった ② 年末調整後、12月31日までに扶養親族等に異動があった ③ 賞与で年末調整をした場合に、後で支払う普通給与の見積額に増減があった ④ 年末調整後、12月31日までに保険料払込額や住宅借入金等の額に変動があった ⑤ 住宅借入金等特別控除申告書が、年末調整の後、令和3年1月31日までの間に提出された ⑥ 年末調整の際に生命保険料、地震保険料、小規模企業共済等掛金の払込証明書の添付がなく、令和3年1月31日までに提出することを条件にしていたものについて、同日までに提出されなかった <p>このような場合、先の年末調整の年調年税額と年末調整をやり直した際の年調年税額との差額が過不足額となります。年末調整をやり直した結果生じた不足額は、一般的の年末調整の場合と同様、本年中に支払う給与（本年中に支払う給与がないときは翌年最初に支払う給与）から徴収して納付します。また、過納となる税額は、先の年末調整の場合と同様に、年末調整を行なう際に徴収すべき税額に充当し、次に未払給与に対する未徴収の税額に充当し、さらに残額があれば新たに還付することになります。</p>
給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）の作成、提出	年末調整の事務がすべて終了したら、給与所得者の各人ごとに、源泉徴収簿の「年末調整」欄の記載事項に従って「給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）」を作成し、所轄の税務署と市区町村へ提出するとともに、その給与所得者に対しても交付します。



参考 令和2年分の配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額の一覧

配偶者の 合計所得金額		給与所得者の合計所得金額				【参考】 配偶者の収入が給 与所得だけの場合 の配偶者の給与等 の収入金額
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円以上	
控除 配偶者	48万円以下	38万円	26万円	13万円	13万円	103万円以下
配偶者特別 控除	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	16万円	103万円超 150万円以下
	48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円	13万円	103万円超 150万円以下
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円	12万円	150万円超 155万円以下
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	11万円	155万円超 160万円以下
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	9万円	160万円超 166万7,999円以下
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	7万円	166万7,999円超 175万1,999円以下
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	6万円	175万1,999円超 183万1,999円以下
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	4万円	183万1,999円超 190万3,999円以下
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	2万円	190万3,999円超 197万1,999円以下
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	1万円	197万1,999円超 201万5,999円以下
	133万円超	0円	0円	0円	0円	201万5,999円超

参考 扶養控除等の種類別控除額の表

控除の種類			控除額	控除額の内訳等
基礎控除	合計所得金額	2,400万円以下	48万円	
	合計所得金額	2,400万円超 2,450万円以下	32万円	
	合計所得金額	2,450万円超 2,500万円以下	16万円	
扶養控除	一般の控除対象扶養親族	38万円		
	特定扶養親族	63万円	控除対象扶養親族のうち年齢19歳以上23歳未満の者	
	老人扶養親族	48万円	控除対象扶養親族のうち年齢70歳以上の者	
	同居老親等以外の者	58万円	老人扶養親族控除額 + 同居による特別加算額 48万円 + 10万円	
障害者控除	一般の障害者	27万円		
	特別障害者	40万円	障害者控除額 + 特別障害者の特別加算額 27万円 + 13万円	
	同居特別障害者	75万円	特別障害者控除額 + 同居による特別加算額 40万円 + 35万円	
寡婦控除	寡婦控除	27万円		
ひとり親控除	ひとり親控除	35万円		
勤労学生控除	勤労学生控除	27万円		